

| 総務常任委員会会議録         |                              |     |          |
|--------------------|------------------------------|-----|----------|
| 日 時                | 令和7年 3月14日 (金)               | 開 議 | 午後 1時00分 |
|                    |                              | 散 会 | 午後 5時16分 |
| 場 所                | 第2委員会室                       |     |          |
| 議 題                | 付託案件                         |     |          |
| 出席委員               | 松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員    |     |          |
| 説明員                | 総務・総合政策・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者 |     |          |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 |                              |     |          |
| 委員長                |                              |     |          |
| 署名員                |                              |     |          |
| 署名員                |                              |     |          |
| 書 記                |                              |     |          |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「前市長に対する求償金請求事件の判決に対する対応について」

○（総務）栗山主幹

前市長に対する求償金請求事件の判決に対する対応について御報告させていただきます。

資料を御覧ください。

まず、「1 事件の概要」でございますが、令和3年10月8日に高島観光船訴訟の判決があり、市に、損害賠償等として約6,553万円の支払いが生じ、市は、前市長が、本件許可等が違法なものであることを認識しながら、港湾室の不許可の方針に反対し、故意に違法な許可等を導いたものであり、また、仮に、違法性を明確に認識していなかったとしても、容易に違法性を認識することができたもので、重大な過失があるとして、国家賠償法第1条第2項の規定に基づき、令和4年6月1日に、前市長に対し、市が支払った損害賠償等の支払いを求める求償権を行使し、その支払いがないため、令和5年3月27日に本件訴訟を提起しました。

次に、「2 判決の内容」でございますが、令和7年2月25日に市の請求を棄却する判決があり、判決理由の概要は、前市長は、事前に観光船事業計画の話聞いてから、市が観光船事業計画に許可等をする方向に導くため、港湾行政に関する情報を収集して、港湾室の不許可方針に対して難色を示したり、既存不適格の建物等について指摘するなどの働きかけをしていたことが伺われ、本件各処分は、分区条例等の規定に違反するものであることは少なくとも容易に認識できたというべきであるが、本件各処分は、専決規程により港湾室長等において決裁できるものであり、前市長の意思決定によりなされたものではない。前市長は、観光船事業計画を直ちに不許可とすることに難色を示していたが、不許可とすることに明確に反対する発言はしていない。また、港湾室は、前市長の発言に対して特段反論等はしていないので、前市長が、本件各処分を行うよう指示したと評価することは困難であるというほかなく、国家賠償法の故意又は重過失を認めることはできないというものでした。

次に、「3 判決に対する市の対応」でございますが、判決内容を精査した結果、判決は、前市長が、事前に観光船事業計画の話聞いてから、市が観光船事業計画に許可等をする方向に導くため、港湾行政に関する情報を収集して、港湾室の不許可方針に対して難色を示したり、既存不適格の建物等について指摘するなどの働きかけをしていたことが伺われることや、本件各処分は、分区条例等の規定に違反するものであることは少なくとも容易に認識できたというべきであるということを確認していますが、本件各処分は、専決規程により、市長以外の職員において決裁できるものであること、前市長が不許可とすることに明確に反対する発言はしていないこと、港湾室が前市長の発言に対して特段反論等はしていないことなどから、前市長が本件各処分を行うよう指示したと評価することは困難であるというほかなく、国家賠償法の故意又は重過失を認めることはできないとしており、当事者間に争いのあった部分の事実認定については、ほぼ市の説明を採用しているにもかかわらず、前市長の故意又は重過失を認めることはできないとしておりますので、前市長の行為又は重大な過失を立証する新たな証拠がない中で、控訴審においても、市の主張が認められることは極めて困難であると判断し、訴訟費用にも鑑み、控訴を断念し、判決を受け入れることといたしました。

○委員長

「市役所の「おもてなし規格認証」取得について」

「本市男性職員の育児休業取得率目標の引上げについて」

## ○（総務）職員課長

まず、市役所の「おもてなし規格認証」取得についてです。昨年末に議員の皆様には資料をお配りし、お知らせしていたところでございますが、改めて委員会報告をさせていただくものでございます。

資料を御覧いただきたいと思っております。

「1 概要」ですが、小樽観光協会が、独自の認証制度である「小樽おもてなし認証」を構築し、おもてなし力の向上に取り組んでいるということで、本市といたしましても、一層の市民サービス向上、オール小樽でのおもてなし力の向上に取り組むため、市役所本庁舎において経済産業省が創設した「おもてなし規格認証」の取得を目指してきたところですが、昨年11月30日付で全国の自治体で初となる「紺」認証を取得したものであります。

「2 「おもてなし規格認証」とは」は、制度の概要となっております。

「3 今後について」ですが、引き続き、職員が「おもてなし」を意識し、さらに対応がレベルアップするよう取り組むとともに、ここ本庁舎以外に勤務する職員にも取組を広げ、オール小樽でのおもてなし力の向上、市民の皆様が目線に立った市政の推進に引き続き努めてまいります。

次に、本市男性職員の育児休業取得率目標の引上げについて御報告させていただきます。

資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、「1 概要」ですが、令和5年6月に政府が決定したこども未来戦略方針で示された、男性地方公務員の育児休業取得率の政府目標などを踏まえまして、本市男性職員の育児休業取得率目標を定めております次世代育成支援対策推進に基づく特定事業主行動計画と女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の二つの計画を令和7年3月に一部改定をいたしまして、男性育児休業取得率の目標の引上げを行ったものでございます。

「2 男性職員育児休業取得率の目標値」ですが、本市の実績を最後の※のところに記載しておりますが、年々上昇していることから、本市の目標年度と目標値につきまして、令和6年度に20%となっていたところ、政府目標と同水準の令和7年度に85%という目標まで引上げを行いました。

なお、政府目標は一般行政部門とそれ以外の消防・教育・公営企業部門の目標値は分かれています。本市は全部門一体での目標値としております。

「3 今後について」ですが、引き続き、職員への制度の周知、意識啓発のほか、デジタル化などによる業務改善を進め、時間外勤務を縮減するなど育児休業を取得しやすい職場環境整備に努めまして、育児休業取得率の目標達成を目指してまいります。

また、この男性職員の育児休業取得率目標を定めております次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画と女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の計画期間が共に令和8年3月31日までとなっておりますが、次年度にはこれら二つの計画を一体化した新たな計画の策定を予定しております。その中で令和8年4月以降の目標値の設定について検討してまいりたいと考えております。

## ○委員長

「令和6年度小樽市防災会議の概要について」

「「小樽市防災マップ」の改訂等について」

## ○（総務）災害対策室北出主幹

令和6年度小樽市防災会議の概要について御報告いたします。

市長を会長とする本会議は、令和7年2月6日に開催し、5件の報告事項を行い、議題2件について御審議いただきました。

1点目の議題1としましては、小樽市業務継続計画の改定等についてということで、北海道が今年度中に公表を予定している津波による被害が含まれていないことや、国が定める「重要6要素」の一つである代替庁舎の特定や非常時優先業務の整理の一部に位置づけられている受援計画の策定がされていないことなどから、令和7年度中の

改定を予定しているところでございます。

2点目の議題2につきましては、令和7年度小樽市総合防災訓練の概要についてですが、大規模地震の発生、家屋倒壊や土砂災害、津波浸水の被害などを想定し、発生後24時間を経過した以降の局面における災害対策本部と災害発生現場との情報伝達・共有及び対応を確認する目的として、実施いたします。

日程と場所は、令和7年8月26日から28日のうちの1日で、現地訓練は勝納ふ頭2番、市民消防防災センター、災害対策本部運営訓練は消防庁舎6階講堂を予定しております。

以上、議題2件につきましては、小樽市防災会議委員の皆様にご審議いただき、原案どおり実施することの御承認をいただいております。

続きまして、「小樽市防災マップ」の改訂等について御報告いたします。

「1 概要」につきましては、現行の防災マップは、作成から6年が経過しており、その間、国から土砂災害ハザードマップに土砂災害危険箇所を掲載している場合は削除するよう通知があったことや、小・中学校の統廃合などにより、緊急避難場所や指定避難場所に変更があったことなど、環境に変化があったことから改訂を行ったところであります。改訂に当たり、災害ごとに作成していた防災マップを津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ及び洪水ハザードマップを一体として改訂を行ったところであります。

「2 作成費」につきましては662万2,000円でございます。

「3 内容」につきましては、市内を17地区に分け、A2サイズで10万部作成いたしました。

「4 周知方法」は、各町内会を通じて各世帯に配布するほか、市の駅前、塩谷、銭函の各サービスセンター、小樽市いなきたコミュニティセンターなどで配布しています。また、電子データについては市のホームページで閲覧、ダウンロード可能となっております。

「5 事業効果」としましては、災害リスクが見える化することで、市民の防災意識が高まり、災害時の避難行動を促す効果につながるものと考えております。

#### ○委員長

「第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（案）について」

#### ○（総合政策）企画政策室赤井主幹

第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの（案）につきまして、資料に基づき御報告いたします。

初めに、第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（案）についてという資料を御覧ください。

「1 北しりべし定住自立圏の形成と共生ビジョンの目的、経過について」を御説明いたします。

平成22年4月に、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村のそれぞれと定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしました。この協定に基づき、中心市である本市が具体的な取組を示した共生ビジョンを策定しており、平成22年に第1次ビジョン、平成27年に第2次ビジョン、そして令和2年に第3次ビジョンを策定しております。

このたび、令和7年度から5年間を計画期間とする第4次ビジョンを策定するため、今年度の初めから各自治体での検討及び調整を行い、昨年12月にはビジョン懇談会を開催し、本年1月からパブリックコメントを実施しております。

続きまして、「2 第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（案）の概要について」ですが、ビジョンでは、圏域の将来像実現に向け、生活機能の強化の分野に医療や産業振興など、結びつきやネットワークの強化に地域公共交通など、圏域マネジメント能力の強化に人材育成などの取組を位置づけております。

次の資料に移りまして、第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（案）を御覧ください。

1 ページ目を御覧ください。こちらにつきましては、圏域の将来像を定め、その趣旨などを説明しております。

2 ページ目では、圏域の将来イメージとして、人、もの、情報などが、札幌圏や本州の首都圏などと交流が深まることなどを掲載してございます。

3ページ目及び4ページ目では、将来像実現に向けた目標を圏域の住民が安心して暮らせる地域づくりをはじめ、六つの項目で示しているほか、将来人口推計を示しております。

5ページ目及び6ページ目では、圏域の概況を全域図も交えて掲載しております。

7ページ目から9ページ目では、圏域の課題を地域医療体制の確保をはじめ、7項目にわたり示しております。

10ページ目から16ページ目では、医療や産業振興をはじめとする各取組について、取組状況や今後の方向性を記載しております。

17ページ目から20ページ目では、ビジョンの取組の体系を示しております。

21ページ目から42ページ目では、目標値や事業の内容などを記載しております。

43ページ目については、重点取組事業を示しております。第3次ビジョンに引き続き広域観光推進事業を重点取組事業としております。

45ページ目から58ページ目につきましては、各自治体の事務事業の一覧となります。掲載している予算額につきましては、現時点の想定となりますので、毎年度、決算状況に応じて変更をかけていくこととなります。

59ページ目から資料編でございます。

なお、第4次共生ビジョンは、3月末をめどに確定したいと考えているところでございます。

#### ○委員長

「小樽市強靱化計画の改定スケジュール等の変更について」

#### ○（総合政策）企画政策室島谷主幹

小樽市強靱化計画の改定スケジュール等の変更について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 スケジュールの変更について」ですが、小樽市強靱化計画につきましては、国土強靱化基本法の規定に基づき、令和2年度に策定し、推進期間を令和6年度までとしており、今年度中に時点修正を中心とした最小限の改定を行うこととしておりましたが、参考とする次期北海道強靱化計画の策定が年度末頃の予定となりましたことから、小樽市強靱化計画の改定スケジュールを変更いたします。

今後、庁内会議で改定原案を策定し、6月にパブリックコメントを実施、第2回定例会で改定原案について報告。その後、庁内会議で改定案を策定、改定し、第3回定例会で改定について報告する予定です。

「2 改定体制の変更について」ですが、庁内会議を設置するほか、前回より少人数の外部有識者をアドバイザーとして委嘱するとしておりましたが、改定は時点修正が中心であり、道の計画を参考にすることから、必要に応じて関係機関に相談することとし、アドバイザーの委嘱を行わないことといたします。

#### ○委員長

「小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定について」

#### ○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、（1）現網形成計画改定の必要性についてです。

現計画は、令和元年度から令和7年度までの計画期間となっていることから、令和7年度中に次期計画の策定か、現計画の延長を行う必要があります。

（2）現計画の計画期間が令和7年度までになっている理由ですが、現計画では、2030年開通予定の新幹線延伸による新たな需要への対応や並行在来線の取扱いにより、本市公共交通網の見直しを行う必要があるため、並行在来線の取扱いが決まる予定である新幹線開業を5年前まで目標年次とし7年間としていたものです。

（3）次期計画策定に向けた課題ですが、一つ目として、現計画でうたっておりますとおり、新幹線開業に伴う

交通体系の変化に対応して次期計画を策定する必要があったものの、新幹線新駅からの交通網整備や並行在来線のバス転換後のルートが未決定であること。

また、課題の二つ目として、新型コロナウイルス感染症が5類指定以降、人流が活発化し、路線バスの利用者数も回復しているが、今後もこの傾向が続くのか現状では判断できない。すなわち、コロナ禍後のリバウンドで利用者数が急回復したもの、今後はそこから落ちていくのか、維持できるのか判断ができないということ。

以上の2点が次期計画の策定に向けて課題となっております。

課題を踏まえた上で（4）令和7年度の計画期間満了に向けた対応案ですが、現計画を3年延長し、計画期間を令和10年度までとしたいと考えております。その考え方としては、さきに挙げた課題の方向性によっては市内公共交通網の在り方自体を転換するタイミングになるものと考えますが、現段階ではその方向性が判断できず、次期計画策定の方向性を見定められないため、現計画を3年延長する一部改定を行い、延長期間の中で地域計画の策定期期を見極めたいと考えております。

また、延長に伴う一部改訂の際には、現状の本市公共交通の問題点、乗務員不足対策などを踏まえた部分的な追記も併せて実施したいと考えております。

（5）改定のスケジュールですが、令和8年1月までに一部改定案を作成いたしまして、小樽市地域公共交通活性化協議会に提示、協議いただき、承認いただけましたら、3月の議会で市議会に報告し、その後、国土交通省へ報告したいと考えております。

#### ○委員長

「公開型GISの公開について」

#### ○（総合政策）デジタル推進室今井主幹

公開型GISの公開について御説明いたします。

資料を御覧ください。

市の保有する情報をインターネット上で公開することで市民や事業者の方が市役所に出向くことなく必要な情報を取得できるようにすることを目的に、今年度導入を進めてまいりました公開型GISシステムの公開について御報告いたします。

資料中央の画像が、本市の公開型GISシステム、でじ樽なびの公開画面であります。こちらは、今回公開する情報の一つ、市の施設の画面でございまして、地図上に各施設の位置を表示しております。GISは、地図データの上に様々な情報を重ねて表示できるだけでなく、各種情報を関連づけ、可視化することができますので、画面上の施設をクリックすることで所在地や連絡先などの詳細情報を確認することができます。また、施設名や住所での検索やパソコンを使ってプリントアウトすることもできます。

今回、市の施設情報のほかに、防災マップ、都市計画区域や用途地域などをまとめた都市計画指定状況等や、地番図、認定路線、おたる救急ステーション、今年度、新しく更新しました地形図の情報について、インターネット上での公開を予定しております。

市民や事業者の皆様は、お手持ちのスマートフォン、タブレット端末やパソコンから、でじ樽なびを利用いただくことができます。

なお、公開日は3月21日を予定しております。

#### ○委員長

「小樽市教育推進計画」の改定について」

#### ○（教育）教育総務課長

小樽市教育推進計画の改定について御報告いたします。

第4回定例会総務常任委員会でも、本計画の改定案を御説明いたしましたが、関係機関からの御意見を基に修正

し、2月の第2回教育委員会定例会で決定いたしましたので御報告いたします。

前回説明からの修正内容につきましては、初めに、計画の4ページ、「1 施策項目の構成」の達成目標の部分に、令和6年度に本計画を見直した際に行った目標数値を超えているものは、目標指標や目標数値の修正を行った旨、記載することといたしました。

次に、計画の9ページ、「施策項目5 情報教育の充実」では、現状と課題や主な取組について、記載されていた大型テレビや実物投影機については、既に使用することが当たり前になっていることから、削除してもよいのではないかとの御意見があったことから削除いたしました。

次に、計画の24ページ、「施策項目17 学校と地域の連携・協働の推進」では、主な取組で、コミュニティ・スクールの導入校に対し、研修会を実施し、と記載しておりましたが、市内の全小・中学校でコミュニティ・スクールが導入されているが、この表現ではコミュニティ・スクールを導入されていない学校があると受け止められる可能性があるとの御意見があったため、コミュニティ・スクールの活動充実に向けた研修会を実施しに、修正いたしました。

また、達成目標の基準年度の数値が記載されておりましたが、令和5年度の数値を記載いたしました。

次に、計画の29ページ、「施策項目21 学校運営の改善」では、達成目標の基準年度の数値を修正しておりましたが、理由の記載がなかったため、指標に合わせて修正した旨記載いたしました。

以上が前回説明内容からの変更点となっております。

今後も、引き続き本計画に基づき、関係機関と連携しながら、本市の教育施策を推進してまいります。

#### ○委員長

「第2次小樽市文化芸術振興基本計画」の改定について」

#### ○（教育）生涯学習課長

第2次小樽市文化芸術振興基本計画の改定について御報告いたします。

第4回定例会総務常任委員会でも、本計画の中間見直しについて、改定案をお示しして御説明いたしましたが、このたび改定計画が決定しましたので、改めて御報告いたします。

前回御説明いたしました内容については、庁内の連絡会議や小樽市文化芸術審議会での取組実績検証の中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞していた文化芸術関係の多くの取組がコロナ禍前のレベルに戻りつつあることから、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた計画の見直しに関する記載の追加や、小樽市総合計画の見直しと同様の文言の修正を行うというもの、それ以外の大幅な改定は行わないというものであります。

その後、教育委員会をはじめとする関係する委員会から意見を聴取するとともに、文化芸術審議会において、最終案の審議をしてまいりましたが、第4回定例会でお示ししておりました改定案から特に修正はなく、お手元の資料の内容で市長決裁により、最終決定したところであります。

今後も、引き続き関係各部とも定期的に協議しながら、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

#### ○委員長

「小樽市子どもの読書活動推進計画」の改定について」

#### ○（教育）図書館副館長

小樽市子どもの読書活動推進計画の改定について御説明いたします。

これまで市立小樽図書館協議会、小樽市社会教育委員会、小樽市校長会にて御意見を伺い、第11回教育委員会定例会にて御審議いただいた案を、小樽市議会第4回定例会総務常任委員会にて御報告したところでしたが、先月の第2回教育委員会定例会にて決定いたしました。

改定のポイントのみ改めて御説明いたします。改定版の目次を御覧ください。

全5章のうち、今回の改定ポイントは、第2章と第5章となります。

3ページから4ページの「第2章 中間見直しにおける現状と課題」につきましては、中間見直しの概要、読書アンケート調査結果、指標となる七つの評価項目の進捗状況、A、B、Cで達成度を示す評価結果、今後の課題といたしました。

14ページ、「第5章 計画の効果的な推進に向けて」の計画後期の新たな目標値については、七つの評価項目に対する評価の結果、計画後期の新たな目標値といたしました。

その他の章は変更なしや、主体機関名、数値、現行の取組への変更といった軽微な修正となります。

今後は、本計画に基づき子供の読書活動推進に取り組んでまいります。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第19号について」

#### ○（総合政策）デジタル推進室今井主幹

議案第19号小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律に基づき、本市の条例等に基づく手続のオンライン化等に関する基本的な事項を定める通則条例であります。

このたび、令和6年6月7日公布、令和7年4月1日施行の情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律の一部改正に伴い、同条例の引用条項にずれが生じることから、引用条項を変更する改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和7年4月1日としております。

#### ○委員長

「議案第24号について」

#### ○（財政部）市民税課長

議案第24号小樽市税条例及び小樽市宿泊税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

小樽市税条例は市税の賦課徴収等に必要な事項、小樽市宿泊税条例は法定外目的税である宿泊税の賦課徴収等に必要な事項を定めた条例であります。

今回の条例案は、令和6年6月7日に公布され、令和7年4月1日から施行される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、カード代替電磁的記録に係る定義規定が法に新設されることに伴い、所要の改正として、引用条項の変更を行うものであります。

施行期日は令和7年4月1日としております。

#### ○委員長

「議案第37号について」

#### ○松井委員

提出者を代表して、議案第37号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

今年は広島と長崎にアメリカが原爆を投下してから80年です。今、世界では、米国、ロシア、中国の対立など核軍備競争が激化し、核兵器への依存の増大といった危険な方向に向かう中、ノーベル委員会は2024年のノーベル平和賞を日本の団体、日本原水爆被害者団体協議会に授与しました。ノーベル平和賞の受賞で日本政府の動きが注目されていますが、本来なら、核兵器の非人道性を最も語る国として、核兵器廃絶の議論をリードすべき日本の政府は、米国の核戦力に依存する姿勢を取り続けています。

政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。本条例案は、港湾管理者として、非核証明書の提出がない艦船には港湾施設を利用させないよう条例で定め

るものです。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

以上、皆さんの賛同をお願いし、提案説明といたします。

#### ○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

#### ○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

みらい。

---

#### ○小池委員

##### ◎第2次小樽市文化芸術振興基本計画の改定について

まず、先ほど御報告のありました第2次小樽市文化芸術振興基本計画の改定について質問させていただきます。

この計画を拝見させていただきましたが、今回、第2次の計画の改定ということで、まずどのような箇所を改定されたのか、先ほど少し御説明ありましたが、簡単に御説明ください。

#### ○（教育）生涯学習課長

改定した箇所ですが、先ほど若干触れましたが、計画の2ページ、「3 計画の見直し（令和6年度）」という項目を設けまして、新型コロナウイルス感染症の文化芸術活動への影響ですとか、今回の見直しについて新たに記載いたしました。

そのほか、7ページの（3）人材の育成という項目のアの部分ですが、文化芸術活動に対する指導や助言を行う人材の養成や確保に努めますとなっていた部分を、実態に合わせまして、人材の確保に努めますという形に修正いたしました。これは第7次小樽市総合計画、基本計画の見直しに合わせた修正でございます。

そのほか、計画の後半24ページ以降に添付しているのですが、策定経過の表、委員名簿の表、目次や奥付なども更新しております。

#### ○小池委員

この計画の中で御質問させていただきたいのですけれども、「Ⅱ 計画の基本的な考え方」の「4 計画の推進と進捗管理について」をお聞きいたします。

まず、（1）基本項目に係る施策を進捗管理するため、施策ごとに位置付ける主な事業について目標値を定め、年度ごとに点検を行うことで進捗状況を管理しますとありますが、このことについて、もう少し詳しくお聞かせください。

#### ○（教育）生涯学習課長

まず、この基本計画は、細かい事業を載せるのではなくて、条例に基づく理念的な内容を整理したのになっておりますので、進捗状況の管理は庁内の関係部局が集まる連絡会議を開いて施策の項目ごとの具体的な事業の実施状況を確認しているところでございます。

例えば、「基本項目1 芸術鑑賞等広く市民が文化芸術に接し、参加する多様な機会の充実」ということで、関連する事業であります小樽市文化祭について、入場者数ですとか、出品者数の実績を報告したり、目標値があれば、その進捗を管理するような形で実施しております。

範囲が広い計画ですので、教育委員会だけではなくて、総務部、福祉保険部、産業港湾部、生活環境部などで実

施している取組も含めて、施策項目ごとにどんな取組をしているのか、結果はどうかを確認する機会を設けてございます。

○小池委員

次に、(2)年度ごとに点検を行った結果を評価し、その内容を文化技術審議会で審議しますとあります。このことについても詳しくお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

先ほど御説明いたしました庁内の連絡会議で取りまとめました施策項目ごとの取組状況について小樽市文化芸術審議会に諮って、審議していただいているという内容になっております。

ここ5年間を見ますと、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で、文化系芸術の活動が止まったり、例えば、声を出す活動ですとか、人が集まる機会も制限されたりということがありましたが、その文化芸術の取組が大分大きく落ち込むような状態が続いておりました。

ただ、落ち込んだ原因がはっきりしているということですか、先ほど報告でも触れましたが、令和5年度以降は、皆さん頑張って活動を再開して戻ってきていることもあって、この計画の中間見直しでは、大きな改定は行わないことになったというものです。そのような計画の改定についても、小樽市文化芸術審議会で審議しております。

○小池委員

次に、「Ⅲ 基本項目について」の「基本項目1 芸術鑑賞等広く市民が文化芸術に接し、参加する多様な機会の充実」の【視点】(3)人材の育成についてです。

これは後で人材育成ということで質問するので、同項の【視点】の(2)参加機会の拡大の「イ 質の高い文化技術を鑑賞したり、触れたりできる機会の拡大に努めます。」とあります。具体的にお聞かせいただきたいのですが、この質の高いという表現が人によって違い、曖昧なのかと思うのですが、その点も含めて詳しくお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

質の高いという部分については、確かに少し曖昧かもしれないのですが、具体的な施策といたしましては、例えば、小樽文学館とか小樽美術館で工夫を凝らした特別展などを実施していることもございます。また、小樽市文化祭を開催して市民の皆さんが創作した成果として作品を出品したり、ステージで発表したりという機会をつくることも文化芸術を鑑賞したり触れたりできる機会の一つと考えてございます。

○小池委員

次に、(3)人材の育成ですが、まず、「ア 文化芸術活動に対する指導や助言を行う人材の確保に努めます。」とありますけれども、具体的にお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

市内には文化団体協議会という組織がございまして、その協議会に加盟している約40団体の皆さんが、いろいろな分野の活動を行っております。小樽市文化祭での発表に限らず、その文化団体協議会に加盟している各団体が長期にわたって日々の鍛錬を続ける中で、指導者が育っていくと思われまますので、本市といたしましては、文化団体協議会に対して補助を行うなどの支援を行っているところでございます。

また、そのような文化団体のつながりを通して、例えば、中学校では合同部活動、拠点校方式の部活動で実施しております文化系の部活動指導員の確保も行っているところでございます。

○小池委員

次の「イ 小樽市内で活動する文化芸術団体に対し、運営、活動の支援等を行います。」とあります。少し御説明がありましたが、これまでどんな運営をされ、活動の支援をされてきたのか、お答えください。

### ○（教育）生涯学習課長

どんな運営をされるのかというお話でしたが、市が運営するわけではなく、市が団体の運営や活動を支援しているというニュアンスになります。

どんな支援をしてきたかですが、例えば、先ほども申し上げましたが、文化団体協議会に対する補助ですとか、文化団体協議会の事務局の業務を行うなどの支援を行っております。

また、市内で活動しております太鼓、吹奏楽、管弦楽、合唱の団体に教育委員会庁舎の小運動場の電気代や暖房代は負担してもらってはいるのですが、練習場所として提供しております。そのほか、市民の文化団体の中から、例えば活動費用の支援制度などについて相談があった場合には、民間の財団などでいろいろな助成金の制度を持っていたりしていますので、情報提供を行ったり、必要に応じては助成団体への申請書類作成の支援なども行っております。

### ○小池委員

今、説明には運営「や」活動という言葉が入っていたのですが、運営と書いているので、何か市が運営するのかなと思えたので、こういった文言など何か分かりづらいのが多いなど、この計画を見て思っておりました。

次の質問も、文章がよく分からないから質問するのですが、同じ項目で、「エ 様々な市民の文化イベントを企画、運営する人の育成と支援を行います。」とあります。この文章から読むと、銭函でも文化祭を市民センターで開催されていて、私も何回か伺っていますが、そういったイベントの主催者の育成と支援を行っているということでしょうか。

### ○（教育）生涯学習課長

銭函の文化団体協議会が開催する文化祭も含めて、文化芸術関係のイベントについては、主催者の支援ということで、申請があれば市教委として名義後援という形で支援を行っているほか、例えば、チラシですとか本ポスターの掲示という形でも協力を行っております。

イベントを企画運営する人の育成という言葉の意味合いとしては、例えば、絵を描く人の育成ではなくてギャラリィに絵を集めて展覧会を行う人を育成するというニュアンスになります。市独自で育成事業を行うのは難しいので、文化庁が人材育成を目的とした研修参加者を募集する場合には、それを市のホームページでも紹介するという支援を行っております。

### ○小池委員

育成という言葉がなかなか難しく、よく分からなくさせていると思います。市が育成されるわけではないといった部分で、私もなかなか理解できないところがあったと思います。

次に、「基本項目3 学校教育における文化芸術活動に対する支援」について、学校はまた別になっているということなのですが、【施策の方向】（1）学校教育への支援の「ア 文化芸術の鑑賞や体験ができる文化芸術活動者の派遣事業の促進を図ります。」とあります。今年度はどのような事業をされたのか、お聞かせください。

### ○（教育）生涯学習課長

文化芸術活動、文化芸術の鑑賞や派遣事業についてです。まず鑑賞ですが、小・中学生のための芸術鑑賞としまして、市教委主催で礼響コンサートを実施しておりまして、令和6年度は小学校14校、中学校1校が参加しております。

また、芸術家の派遣事業や巡回公演事業という文化庁主催の取組で文化芸術団体、例えばオーケストラや演劇など、学校を回って巡回公演を行ってもらったり、琴や能楽の指導者に学校に来てもらって実技指導をしてもらうというプログラムもございます。令和6年度は市内の小学校1校で、プロのオーケストラを招いた公演を行っております。

ただ、琴などの指導者を派遣してもらう事業については、今年度、中学校5校が申請したものの全国的に応募が

多く全校不採択となっております。

ただ、令和5年度には6校で申請しまして、四つの中学校で実施することができておりますので、引き続き市内の小・中学校に芸術家の派遣事業などの応募についても呼びかけていきたいと考えております。

#### ○小池委員

子供たちにそういったいろいろな体験をさせていただくのは本当にありがたいと思います。

次に、「イ 学校や地域で、文化芸術ボランティアとして関わることができる人材を把握します。」とありますが、これはどのように人材を把握されているのか、お聞かせください。

#### ○（教育）生涯学習課長

市内で様々なジャンルでアーティスト活動を行っている方をアーティストバンクとして登録しまして、ホームページで公表しております。申出があった音楽、踊り、絵画、写真、文学など幅広い人たちで、140人ほどが登録しております。

また、生涯学習活動の指導に関心のある方を生涯学習のボランティアリーダーとして登録もしております。こちらは個人、団体など50組ほどが登録しております、そのうち10組ほどの方が、文化芸術関係の指導ができる方となっております。学校や地域からこんな活動をしている人を紹介してほしいという話があれば、それらの登録者の中から活動者を紹介することができるかと思っております。

#### ○小池委員

これを学校がやるのか教育委員会がやるのかが分かりづらかったのですが、教育委員会でやられることだと分かりました。

次に、「エ 文化芸術を通じた学校間の交流機会の充実を図ります。」とありますが、実際に今年度に行った取組があればお聞かせください。

#### ○（教育）生涯学習課長

複数の学校が一つのイベントを行っているものとしては、今年1月31日から2月2日まで、第24回小樽市中学校アートフェスタを開催しております。これは市内の中学校での共同制作や部活動の作品など、美術の授業以外で作られた作品の展示を小樽美術館の市民ギャラリーで行ったものと聞いております。

また、高校生の美術の展示になりますが、小樽市文化祭の1部門としまして、第18回小樽ユース展を開催しまして、高校生の38人から作品が出品されました。コロナ禍前に実施されていましたがワークショップは実施していないのですが講評会を開催しております、学生同士の交流の機会となっております。

また、合同部活動として実施しております琴曲、華道、表千家、裏千家の茶道（さどろ、ちゃどろ）では、複数の中学校の生徒が交流しながら取り組んでいるところでございます。

#### ○小池委員

次に、「カ 総合的な学習の時間等を活用し、地域の芸術家や文化財保護に携わる団体や個人等と学校が連携して、文化芸術活動を体験する機会を拡充します。」とあります。児童・生徒は現在どのような文化芸術活動の体験をしているのか、私は銭函の活動が多いので、できれば銭函地域でお聞かせいただきたいと思います。

#### ○（教育）生涯学習課長

学校にも問い合わせてみたのですが、銭函地域では特にないと聞いております。

市内では無形文化財、無形民俗文化財の松前神楽、高島越後盆踊りの行事、忍路鯨漁撈の行事、向井流水法の四つについて、特に各文化財と関わりの深い地域の小・中学校で実際に体験してもらう取組を実施しております。例えば、高島越後盆踊りの行事であれば、北陵中学校で実施してきたのですが、今年度からは高島小学校でも実施しております、拡充しているというところです。

また、松前神楽は潮見台小学校、忍路鯨漁撈の行事は忍路小学校で文化財関係の体験活動を実施しております。

が、もし銭函地域に根差したものがあつたり、また関わりたいという芸術家の方がいらっしゃればお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○小池委員

銭函地域にもいろいろな方がいらっしゃって、お寺を使って音楽フェスだったり、いろいろなことをやっています。そういったものも教育委員会となかなか関わりがなかったりはそののですが、いろいろな文化を知っていただきたいと私も思っております。

ほかにもお聞きしたいことはあるのですが、私の所感を話させていただきたいのですが、この基本計画の中に文化、芸術、歴史、伝統という文言が多く見られました。これらの文言は広く様々な意味を持つ言葉だと思いますが、私には少し難しかったので、ChatGPTで、文化とはと検索すると、人間が社会の中で築き上げ、受け継いできた生活様式や価値観、信念、行動様式、芸術、言葉、宗教、制度などの総体を指しますなど、それ以外にもたくさんお聞かせいただいたのですが、結局、範囲が広く、すごく難しいなと感じたところであります。

ですので、基本計画の一背景で、文化芸術活動の推進と振興を図る目的としてとありますけれども、その意味も大変広い意味を持つ言葉ではないかと思いました。

その中で、小樽市総合計画のまちづくり、六つの「テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）」がこの計画の上位計画にあり、社会教育、文化芸術、スポーツ・レクリエーション、国際交流の四つの施策に分かれています。この第2次小樽市文化芸術振興基本計画では、施策でも分かれているように、スポーツに関しては、記載はありません。ただ、そもそもスポーツも文化には入らないのかと疑問に思いました。

変な質問かもしれませんが、スポーツはそもそも文化に入らないのか、御見解をお示してください。

#### ○（教育）生涯学習課長

確かに、スポーツと文化芸術の間には、例えば、芸術性を評価するような文化的な側面も持ち合わせているようなスポーツもあって、グレーなところもあるのかと思います。この第2次小樽市文化芸術振興基本計画は、資料の13ページ以降に掲載しております文化芸術基本法ですとか、小樽市の文化芸術振興条例に基づいて策定しているものなのですが、文化芸術基本法の中で国が振興を図ると言っている文化芸術に関する基本施策という中には、文学とか音楽、美術ですとか、あるいは映画とか漫画、アニメなども定められてはいるのですが、スポーツは含まれておりませんので、スポーツはこの基本計画で定める文化には入らないと考えております。

#### ○小池委員

一応、私もその中でスポーツは文化に入るかをまたChatGPTで調べてみましたが、文化の一部ですと書いていました。皆さん誰でも御存じの甲子園だったりとか、運動会だったりとか、応援団や応援合唱と必ず音楽があるように、スポーツと音楽は密接な関係にあると思います。音楽はもちろん文化の一つです。他都市では、スポーツと音楽が含まれたイベントが多く存在しているのですが、本市ではあまり見受けられないように感じます。

ただ、近年ですと、たまたまなのかもしれませんが、私もボランティア活動でトランポリンをやっていて、いろいろなところで子供たちに利用してもらっているのですが、小樽市制100周年のときや小樽運河竣工100周年のイベントで、似鳥美術館の横に設置させていただいて多くの子供たちに利用していただきました。そこではサッカーやほかのスポーツの体験もあったのですが、菁園中学校の吹奏楽の演奏もその場所で行われていました。

スポーツと音楽が含まれたこういったイベントは文化芸術振興につながり、さらにスポーツ振興にもつながるともいいイベントだと考えております。札幌市や石狩市の多くのイベントでも、スポーツと音楽が一緒になっているイベントが多くあります。計画とは少し離れた話だと思いますけれども、本市でもこういったイベントの必要性はすごくあると思っております。計画の最後に、文化芸術審議会の委員会名簿もありましたが、私だったらそこにスポーツ関係者がいても一緒に考えるのではないかと考えています。

また、これまでスポーツのことでたくさん質問させていただいて、本市にはスポーツ推進計画がないことも分か

って、それを作成するとはなかなかありませんので、ぜひ今後の検討材料にも入れていただきたいと思っております。

イベントをされる際は、ぜひスポーツも含めたイベントをしていただきたいと思っておりますけれども、そういった意味で見解をお聞かせください。

#### ○（教育）生涯学習課長

ChatGPTがスポーツは文化の一部ですと答えたというお話でしたが、本市ではスポーツ推進協議会もありまして、スポーツ分野と文化芸術分野はそれぞれ取り組んでおりますので、例えば、小樽市文化芸術審議会の委員にスポーツの関係者を入れるということは考えてございません。

また、スポーツを含めたイベントとして実施してもらいたいという御意見でしたが、そのようなスポーツも含めた文化のイベントというのも、教育委員会として実施することは考えておりません。

ただ、スポーツとカルチャーの両方を体験する子供向けのイベントなどが民間で実施されているのは、我々も把握しておりますし、スポーツの場で音楽を流すというのは、競技によっては一般的なことだと思いますので、もし団体からスポーツと文化芸術を融合したイベントを実施したいという話があれば、また名義後援ですとか、学校などへの周知も含めて、できる範囲で応援していきたいと考えております。

#### ○小池委員

また、ChatGPTで、踊るほうのバレエは芸術、ダンスは文化にもスポーツにも分類される要素を持っている。フィギュアスケートはどうなのかと思ったら、芸術的な要素を強く持っているけれどもスポーツだと。なかなか分けるのが難しいところでもあるのですが、私も器械体操の指導者もしていて、女子の床の演技はやはり音楽をかけてやったりとか、また新体操も音楽をかけてやったりとか、音楽とスポーツがすごく本当に身近にあって、音楽は文化なので、そういった意味でこういった質問をさせていただきました。

私自身も銭函で歴史を知るという題目で講演会も開催させていただいておりますが、できる限り私も文化芸術振興のために協力させていただきたいと思っております。

#### ○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

#### ○委員長

公明党に移します。

---

#### ○白川委員

##### ◎ナッジ理論個別相談会について

まず、ナッジ理論個別相談会についてお伺いさせていただきます。

令和6年第1回定例会で、ナッジユニットについて質問させていただきました。その中でナッジ理論の取組を推進する上で、職員向けに勉強会を検討してはどうかという提案をさせていただいてきて、そのときの御答弁では、現状ナッジ理論の知識が職員にあまり浸透していないことを想定されることから、まずは学ぶ機会を設けるなどの検討を行ってまいりたいとのことございました。

その後、総務部長から令和6年度ナッジ理論個別相談会が実施されることを御報告いただきまして、私も参加してみたかったですけれども、本会議と日程が重なっていたので、それはかなわなかったもので、そのときの状況と、今後についてお伺いさせていただきたいと思っております。

私が勉強会の提案をさせていただいてから、今回の勉強会の個別相談会実施までどのような手順、段取りで進め

られたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

ナッジ理論個別相談会を昨年12月10日に開催したのですが、私どもで企画したというよりは、実は北海道国民健康保険団体連合会で、各市町村の検診受診率の向上などの取組ということでいろいろ取り組まれております。そのための手法としてこのナッジ理論はどうかということで、国保連合会で各市町村にナッジ理論個別相談会、研修のようなことを事業としてやっているの、小樽市でもどうかというお話をいただきました。

それが国保関係の担当部署にお話をいただいたのですが、私どもにその情報提供をいただきまして、基本的には国民健康保険ですとか、保健衛生関係部署の職員向けの案内ということではあったのですが、そういう部署に限らず全ての市の職員が参加していいということで了解いただきましたので、全職員向けにナッジ理論を学ぶ機会ということでこの会を設定させていただいて、御協力いただいて実施ができたという経過でございます。

○白川委員

いろいろな部署の方々に開かれた勉強会だったということで、大変有意義な機会だったのだと思うところです。

これを実施するに当たり、費用はどのぐらいかかったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

先ほど申し上げたとおり、国保連合会の事業としてやっていただいたということでございますので、そちらで費用を負担いただいたということで、市は負担なしで実現できたところでございます。

○白川委員

費用負担なしでそういった個別相談会ができたというのは、すごくいいタイミングだったのだと思うところです。

参加された方々の所属する部署と、合計で何名ぐらい参加されたのか、お示しいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

参加者ですが、全ての部署で、例えば、管理職であっても、係員であっても、その役職などは問わず募集いたしましたので、申込みがあつて参加したのが合計で42名です。

所属部署としては、国保関係というお話だったので、福祉保険部からの参加者が42名中15名ということで一番多かったのですが、そのほかにも総務部、総合政策部、生活環境部、こども未来部、あと建設部も1人いたみたいですが、全庁的な各部署から参加したという状況でございます。

○白川委員

42名は結構多く参加されたのだと思いました。

個別相談会の具体的な内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

内容ということで、12月10日に開催した際のチラシに記載しているプログラムがあるのですが、そちらで申し上げます。まず第一部で、青森大学の竹林客員教授でテレビにも出演していらっしゃる方なのです。竹林教授から最新のナッジ理論知見についてということの御講演をいただきました。

それに引き続き、第二部で、明日から使えるようにナッジ理論についてということで、これに御協力いただいている株式会社キャンサーズキャンという会社の社長と、今申し上げた竹林教授によるディスカッションを行っていただきました。

その後に参加者からの質疑応答の時間を設けたということで、三部構成というプログラムとなっております。

○白川委員

次に、参加者の方は業務をする上で何かしらの思うところがあつて参加されたのだと思うのですがけれども、参加者が参加に至った背景など、もし分かれば差し支えない範囲でお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

参加者を募る際になぜ参加するのかという理由は、その場では聞き取りをしていないので推測のような形にはなってしまうのですが、当然、業務において常にナッジ理論を活用した取組をしている。例えば、国民健康保険の関係などがそうかと思うのですが、そういう業務上で必要というか参考にしたいということですか、単純にナッジはどういうものだろうという興味を持って話を聞いてみたいと。あと、先ほど申し上げたように、テレビに出ていらっしゃるような著名な客員教授が来ていただける貴重な機会ということなどが受講してみようという動機づけになっているのかとは推測しております。

○白川委員

有名な客員教授が来られる機会はそうそうないと思いますので、そういった意味では、非常に入り口としてはいい個別相談会だったのだと思いました。

今お話しいただいていましたプログラムの中で、最新のナッジ理論知見についてとおっしゃっていたのですけれども、最新のというところが気になったのですが、その内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

大変恐縮ですが、私も実はこれを聞いていないものですから、相談会の内容を又聞きというか、整理したものでお答えするので十分に伝わるかどうかがあるのですが、最新のナッジ理論知見についての内容で概要的な話になりますが、人間の行動の背景には自分に都合よく解釈する習性はある。例えば、何か楽なほうがいいみたいなどころかと思うのですが、そういうことで認知バイアスというのが働くと。そういうことが働いているということですか、ナッジ理論の活用方法でイーストフレームワークというのがあるなど、イージー（簡単）、アトラクティブ（魅力的）、ソーシャル（規範）に訴える、タイムリーでということ、「EAST」でイースト、そういうフレームワークでナッジ理論を活用するのだよという話をいただいたと聞いております。

○白川委員

第二部であった明日から使えるナッジ理論については、どういった例が挙げられたのか、御説明いただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

第二部の中身ですが、小樽市の特定健診のチラシ、はがきなどを例として用いまして、先ほど申し上げたナッジ理論におけるイーストのフレームワークに基づいて、どのようにナッジを活用しているかという御説明をいただいたと聞いております。

○白川委員

実際に本市で取り組んだ実例を挙げて説明していただいたということは、非常に分かりやすいかと思うところがございます。

次に、質疑応答についてお伺いしたいのですが、どういった質問があってどういった答えがあったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

質疑応答についても全てを把握できていないです。確認ができたものとしてはなのですが、様々な業務を行う中で、ナッジ理論を有効に活用するためのひらめきを醸成するにはどうしたらよいかという質問があったようなのですが、それに対して、ナッジ理論は、事例の蓄積などのデータに基づいて有効なナッジを当てはめることをしているので、ひらめきというよりは、過去の事例を参考にするというのが望ましいという回答をいただいたということで聞いております。

○白川委員

ぜひそういった事例を蓄積していただければと思うところです。

参加された方は参加前と後でどういった心境の変化があったかなど、得られた効果などがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

受講した職員にアンケートを取りましたので、そのアンケートの声から拾える内容でお答えさせていただきます。その中ですと、今後、職場の業務に応用して実践したいと。それから、先ほど申し上げたようにテレビに出ていらっしゃるような先生ですので、そういう著名な先生のお話を聞くことができ非常にうれしいと、楽しかったと。それから、モチベーションの向上につながったという意見がありまして、まず研修会というか、セミナーとして非常に楽しいということがあったので、やはりそういう気持ちで聞くことができたということは、それがやはり研修会自体に臨む気持ちとしてもすごく集中して聞けたのではないかと思います。そういう意味で、このナッジ理論の理解ということでは出席者にとっては非常に深まったというところはあるのかと考えております。

○白川委員

今お話を聞いた限りだと、入り口の講義を受ける部分としては、非常にいい空気感で受けられたのではないかとうかがえます。

また一方で、もし見つかった課題などがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

課題と言えるのかどうかなのですが、同じ職員アンケートの声の中であったことなのですが、部署によっては自分のところの業務で実際にナッジ理論をどう活用していったらいいのか難しいと。手法というか、理論としては分かったが、どう生かしていったらいいのか分からないという声が上がったということです。

今回、様々な部署の職員が参加したということ为先ほど申し上げましたが、市民の皆さんに、例えばアンケートに回答していただくとか、健診を受診していただくことを喚起していく業務であれば、これを使ってみようということもあるのかと思うのですが、必ずしもそういう性質ではないような業務を行っている職員からすると、さて、果たしてどうやって実践したらいいのかという疑問があったところが一つ、実際にどうつなげていこうかが逆に部署によっては課題になるのかと考えております。

○白川委員

その応用の仕方が鍵になってくるところだと思うのです。

今回の個別相談会は、講師の方々は今限りなのでしょうか、そういった部分では、小樽市役所に来ていただいたと思うのですが、ほかの勉強会や講習など、今後の予定などがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

今おっしゃったように、今年、来ていただけたことが非常にありがたいお話で、向こうからいただいたところがあって、正直、乗っからせていただいたところがあります。やはり42人しか聞いていませんので、本当に多くの職員にそういう機会を提供していければいいと思いつつも、例えば、同じ先生にまたお願いするとしても、非常に忙しい方と聞いていまして、簡単にいついつに来てくださいとお願ひするにはすごく難しい状況だとも聞いております。

あと、当然、費用的な問題、本当に本市は負担なしで実施させていただいたこともありますが、その辺の課題もありまして、正直、予算的な上限もありますので、令和7年度に具体的に同じような相談会というか、研修のような形で実施するという予定は、現時点では立てられていないのです。

例えば、市町村アカデミーの派遣研修で、年何人という枠でやっている中にそういう講座があるので、もしそこに派遣することができれば、そこで学ぶ機会はあるかなと思います。限られていますので、非常に少ないですし、それ以外のところでもナッジ理論ということに触れる機会があれば、職員にぜひ案内はしていきたいと思っております。今後、通常の研修を研修計画にのっかってやっていく中で、もしやりくりができて、講師は誰にお願いするという

ことができれば、何か機会としてはつくってあげればと思っはいるのですが、具体的にはその予定は立っていない状況です。

ですので、まずはより多くの部署でナッジ理論を活用した成功事例が実際に出てくると思いますので、そういうことを庁内で共有することは促進していきたいと思っているところでもあります。

○白川委員

今回の機会が業務効率化を図るとともに、市民サービスの向上につながるいいきっかけとなればと思っますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っます。

そういった機会でいろいろな参加された方から、ふとしたときにこれもナッジ理論でいけるのではないかという提案などが出てくると思っのです。

◎職員提案制度について

次に、職員提案制度についてお伺ひします。

業務の効率化を進めるに当たって、職員からの業務の改善提案も重要な部分になるかと思っのですけれども、改めて職員提案制度について御説明いただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

職員提案制度ですが、そもそも小樽市職員提案等規程で、平成10年に初めて規程が制定されております。令和3年度に制度リニューアルをしたのですが、現状ですと、提案の区分ということで、業務改善提案と自由提案の二つの区分に分けた形で実施しております。それは毎年度4月1日から11月30日までの間を募集期間ということで、その間、随時募集をしております。

ただ、その中で特に毎年7月を提案推進月間と位置づけして、どんどん積極的に出しましょうということで、提案の推進ということで強化して取り組んでおります。そのほか、年に複数回、提案改善ニュースを発行して庁内に配布しまして、制度の周知ですとか、提案の促進を図ってきております。

11月30日までの間で、その年度に出された提案が出そろいましたら、出された提案につきまして審査委員会というのを開くのですが、審査委員会での審査を経まして、優秀な提案と認められたものを表彰しまして、褒賞授与を行っております。

○白川委員

この職員提案制度の狙いについてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

制度の狙い、目的になるかと思っますが、先ほど申し上げた職員提案等規程にも記載はあるのですが、事務能力向上ということで、業務改善というお話を先ほどしましたが、業務が改善されることの提案がされれば、当然、業務改善事務能力の向上につながるのかということが目的の一つ。

それと、職員が出すということ自体が発想力というものの向上につながると思っますので、人材育成という効果の目的も期待できると。

また、自分が出したアイデアや意見が実際に実現されたということは、その職員にとってモチベーションや勤労意欲の高揚ということにつながるのではないかということで、以上の3点を規程にも掲げておりますが、それが目的、狙いになろうかと思っます。

○白川委員

続いて、提案の状況について聞きたかったのですが、提案件数が令和3年度では48件あったと過去の議論で拝見したのですけれども、それ以降についてどういった状況になっているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

令和3年度以降の状況ですが、令和4年度が11件と後退したのですが、その後、促進に努めまして、令和5年度

が25件、今年度が22件になっております。

○白川委員

今お答えいただいた件数の中で、先ほど言っていた自由提案と業務改善はどちらが多い感じでしょうか。

○（総務）職員課長

令和3年度から6年度まで全部の合計で申し上げたときに、業務改善が40件、自由提案が66件になりますので、2対3ぐらいということで自由提案が多い状況です。

○白川委員

その中で、採用された提案はどういうものがあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

どちらかということ、業務改善ということを出されたほうが多いかと思うのですが、一番分かりやすいところで申し上げますと、最初は令和3年度だったと思いますが、今、議員の皆様が実際にお使いいただいているタブレットが配布されまして、議会資料等のペーパーレスという議会のICT推進が行われたということ。

そのほかですと、市民アンケートを実施する際に紙ベースではなくて、マイクロソフトのフォームを活用してウェブでのアンケートを実施など、今、職員課がこれをやっているのですが、以前は紙ベースで申込書を出してもらっていたものがいわゆるL o G oフォームを使って職員採用試験に申し込むということで、ペーパーレス化をしたといったものが実現した代表的なものということで考えております。

○白川委員

そういったデジタル化が進んでいるということで理解できたのですが、そういった提案で何がどう改善されたのかとか、どう実現したのかというのは、先ほどおっしゃった庁内でニュースを発行しているということだったのですけれども、これは庁外の方、市民の方とかが知る機会はあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

どういう提案があったかなどということに関しては、今お話があったとおり、庁内でニュースを流したりとか、庁内のポータルサイトで庁内の職員だけが見られる庁内のサイトの中では公表しているのですが、市のホームページなどでの公表は行っておりません。

○白川委員

ここで一旦話を変えまして、ちなみに小樽市の職員採用パンフレットではどういった人材を求めているか、お示しいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

職員採用パンフレットに求める人材ということで出しておいて、基本的に昨年末に改正した小樽市人材育成基本方針から引用しておりますが、市民の目線に立った職員、チャレンジ精神を持った職員、倫理感・使命感を持った職員を求める人材ということで、パンフレット等には記載しております。

○白川委員

今お答えいただいたチャレンジ精神を持った職員というところで、もう少し細かく言うと、前例にこだわることなく、常に問題意識と意欲を持って、職務に創意工夫を加えながら、新たな課題解決に企画力と探求心を持って、積極的かつ果敢にチャレンジすることができる職員と書かれています。

これはまさに改善提案ができる職員につながるのではないかと思いますけれども、どう思われますでしょうか。

○（総務）職員課長

今おっしゃったとおり、当然そういう気持ちを持ってやるのが提案を出すことにつながると思いますので、当然、同じところにはなるかと思っています。

○白川委員

もう一つ、職員採用パンフレットで職員提案制度を掲載したのはどういった経緯からなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

先ほどのお話ともつながるのですが、まさにチャレンジすることを求めていますということがあって、実際にチャレンジしようとしたときに、具体的にするための本市における制度の一つで、やはり職員提案制度が当たるということで、こういう制度がありますということは、採用のパンフレットに掲載するようにしたところでございます。

○白川委員

この職員提案制度というのは魅力の一つになると思うのですが、風通しがよい風土のイメージというのがあると思うのです。その中で、提案された改善がどうなったかというのをしっかり公表がされていないと、特に庁外の方は、聞くだけ聞いて何も無いのかというイメージにつながると思うのです。

そうなってくると、せっかく職員提案制度があって、職員採用パンフレットを見て、受けようかと思う人がいろいろ調べていった中で、そういった情報が出てこない、そういった風土はきちんとしているのかと思われるところもあるのではないかなと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○（総務）職員課長

先ほど実現した具体的な提案ということで申し上げたのが、業務改善の例が多かったということで申し上げました。業務改善ということを見ると、そのこと自体を見ると、我々のやっている事務の改善というお話が多いものですから、例えば、提案されたものが何か市民の皆さんのサービスの改善につながるものが多くあれば、それを公表することを考えたかとは思いますが、内向けというようなものと考えていたので、公表するという考えに至っていなかったところがあります。

今、お話があった点で、実際こういう提案があって実現しているということで、それはチャレンジしたら認められる風土があるのだということもPRになるかなと思いますので、それをどういう出し方をしていくかは別として、確かにそれは一つあり得るかと思しますので、今後、その辺は庁内で検討していきたいと思っております。

○白川委員

そういった部分で可視化してほしいというところだったのです。

次に、職員提案制度について、他都市の事例を勉強していく中で共通した課題があったのですけれども、それについて確認したいと思います。

提案する側とされる側の関係についてなのですが、例えばの話で、提案される側は自分でも改善を行っている中で、ほかの部署の職員から提案が舞い込んできたと。これを実行するにも、ただでさえ忙しいのに、これも対応しなければいけないのかという感じの状況になってしまうと、不健全なのではないかと心配している部分があります。

そういった提案が実際に効果があるのかを検証するという新たな仕事も生まれてくる状況の中で、提案した側はよかれと思ってやっているけれども、受けた側はきついと思われるといった状況があると不健全な結果を招いてしまうのではないかなという心配があるのですが、本市ではこういった心配要素についてはどんな感じでしょうか。

○（総務）職員課長

提案があったら、それを実現するとなると、実際にどこかの部署が担当だということにもなるのです。出された提案を出されっ放しにしないようにということで、必ずこれを検討してくださいと。実現の可否を検討してもらって、実現可能ということであれば、できるだけ早期に実現するようにそれぞれの担当部署で取り組んでいただきたいということは、流れとして確立しておりまして、庁内に周知しております。

確かに、実現に向けた検討をしたりだとか、そこに向けていろいろ課題などもあるとすれば、その解決ということで一定程度負担という言い方をしたらあれですが、作業が発生する部分はあると思うのですが、それ自体がそ

この担当課自体の改善につながるケースもあると思いますので、その辺は各担当部署でしっかり取り組んでいただいていると思っております。

#### ○白川委員

部署間のコミュニケーションがしっかり取れている中で、そういった取組ができているところは安心できる部分ではありますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、以前、我が会派で職員提案制度について紹介したことがある兵庫県姫路市についてなのですが、この職員提案制度を行っている中で、制度のマンネリ化防止策として、職員提案制度と還元型インセンティブ予算制度との連携が挙げられているのですが、押さえていらっしゃいましたら、御説明いただけますでしょうか。

#### ○（総合政策）企画政策室島谷主幹

今、委員がおっしゃっておいりましたのは兵庫県姫路市の還元型インセンティブ予算制度かと思うのですが、この制度の概要を見ますと、姫路市では、職員一人ひとりのコスト意識を更に高め、市民サービスの向上と財政運営の健全化を推進するため、平成25年度予算編成から「還元型インセンティブ予算制度」を実施しています。

制度のあらましとしましては、前年度中の、職員の創意工夫による事務改善に伴う経費節減額または増収額の一定割合を、新年度予算に還元します。経費節減または増収につながった取組について、職員提案審査委員会において審査し、五つある基準によって評価していると。その評価に基づいて効果額の1.5倍や1倍、0.75倍を還元し、還元された予算については原則として、市民サービスの向上に資する事業に活用するという事で承知しております。

#### ○白川委員

今、説明いただいた内容について、行政評価と流れが似ているのかと思っております、この制度の実施によって、自分が担当する部署で改善を進めるわけです。そこで得られた効果を審査してもらって、その効果が新たな年度の予算として還元されると。その還元額を活用する具体例として、例えば、市民が使用する備品等の充実に充てることや、その部署が主催する後援会に通常の年よりも有名な講師の方を呼んでみたりということができたりと、原則、単年度で完結する活用となっているそうなのです。これを実施するに当たって、その結果については市のホームページでしっかりと掲載するという流れのようなのです。

この取組自体が市民目線でも、行政が予算を無駄なく効果的に使っていることが示せて、市民満足度にも結構寄与するものと考えたのですけれども、これについて御見解をいただけますでしょうか。

#### ○（総合政策）企画政策室島谷主幹

ただいまの兵庫県姫路市の事例につきましては、職員のコスト意識を高め、財政健全化を推進する目的で実施していたとのことで、どちらかといえば内部の意識向上の視点かと思いますが、市民に予算を効果的に使っていると示すことにもつながる取組であると感じております。

#### ○白川委員

先ほど言っていたこの職員提案制度をよりよいものにするために、庁内業務のさらなる効率化と市民サービスの向上、どちらにも効果が見込めるであろうこの還元型インセンティブ予算制度の考え方を取り入れてみることをまずは庁内で議論されてみてはいかがかと思うのですが、お考えをお聞かせください。

#### ○（総務）職員課長

兵庫県姫路市の制度は正直、委員からお話をいただいて初めて知ったような状況でございます。確かに頑張って節減した部分が出たとするならば、それがまた新たな事業に使える予算を頂けるみたいところで、職員としてモチベーションにもつながるのかというのはあります。

一方で、予算議論とか財政部の考え方などもあると思いますので、ここで具体的にやりますとも、やりませんとも申し上げられませんが、先行事例として兵庫県姫路市がこういうことをやっていることをお示しいただきましたので、まずはこちらの事例や課題などの研究というか、そこをさせていただきたいと思っております。

○白川委員

◎行政評価について

続いて、行政評価についてお伺いしたいと思います。

まず、行政評価について、小樽市自治基本条例第22条では、「市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。」とあります。

また、第2項には、「市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。」とございました。

確認なのですが、行政評価を実施しないことから公表に至らなかったことについて条例に違反するという事はないのか、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

小樽市自治基本条例では行政評価の実施などは努力規定となっており、このたび小樽市総合計画の中間見直しのためという理由により休止したことが、本条例に違反するものではないと考えておりますが、令和7年度には再開してまいりたいと考えております。

○白川委員

先日的一般質問から改めて評価の在り方を検討するとともに、指標による的確な効果測定の難しさや、市民生活への効果の示し方などを課題として適切な評価の手法と公表の仕方について検討されるということでした。

小樽市総合計画の中間見直しで、行政評価における評価基準となっている指標についても見直しを行っているとのことだったのですが、これまでの行政評価調書の中で散見された基準値よりも増という曖昧な表現だった目標値が明確になる指標の見直しとなったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

小樽市総合計画の中間見直しでは、指標の見直しも含めて見直しを行ったところではありますが、市民アンケート指標につきましては、妥当な目標値の設定は難しいと判断し、変更はしなかったものです。

○白川委員

市民アンケート以外はどうでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

確かに市民アンケート指標以外でもそのような目標値の記述をしているところもございますが、同様に妥当な記載、設定が難しいということで変更をしなかったところがございます。

○白川委員

そこでまた評価が分かりづらいつかということがないように、仕組みをしっかりと整備していただければと思います。

次に、今後の行政評価の適切な手法と公表の仕方について検討されているということで、過去の会議録を確認したところ、行政評価の全体事務としては約8か月かかるとのことだったのですが、この8か月の背景には、評価疲れとか、こなすことによる大事な部分の見落としというものが心配されるかと思うのです。

令和3年度、令和4年度ではそういったことがなかったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

検証はしておりませんが、職員には一定程度の負担があったという声を聞いております。

○白川委員

ちなみになのですが、今後はそういったところの負担軽減も検討していくという流れになる感じでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

職員の負担といった部分も含めて検討はしてまいりたいと考えております。

○白川委員

これまでの行政評価では、係、課、部のどこの階層で事務的負担が大きかったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

調書の作成や他部との調整など各階層それぞれで一定の事務負担はあるものと考えております。

○白川委員

特にどこが特別忙しいというのはなくて、全体的な負担の量だったという感じでよろしいですか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

それぞれの階層で、大きさを記すことはできませんが、それぞれに負担があると考えております。

○白川委員

次に、市民アンケートについて、過去の議論では小樽市総合計画を構成している施策に関する満足度などの市民意識を把握するために、2年に1度のペースで実施するという事で予定されておりました。

市民ニーズの把握、行政との認識のギャップの把握の視点から大変重要なものだと考えるのですが、最新の市民アンケートはいつ実施されて、その結果、市民満足度にはどのような変化が見られたのか、お聞かせいただきたいのと、また、次回の市民アンケートの予定時期についてお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

小樽市総合計画進捗管理のための市民アンケートにつきましては、直近では令和5年度に実施しており、その以前に実施した令和3年度の結果に比べますと、アンケート指標48件中、上がったものが3件、下がったものが45件となっております。

また、次の市民アンケートについては、令和7年度に実施する予定です。

○白川委員

厳しい結果だったのだというのを今お聞きして、今後どうしていかなければいけないかを考えていくことが大事だと思いました。

次に、有識者会議の外部評価についてです。令和4年度に実施されておりました。前回の有識者会議では行政評価の対象の全32の施策の中から、施策ごとに設定している指標の推移の判定で評価がよくなかったものを中心に選定された6施策が点検対象となったと思うのですが、この有識者の専門的な立場からの指摘はどういったものがあったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

有識者からの御指摘につきましては、例えば、地域福祉の小施策、多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築について、相談体制の充実のため、重層的支援体制整備事業を導入すべき。循環型社会の小施策3Rの推進に向けた自主的な取組の支援についてエコショップ認定制度については、認定制度及び認定店舗の周知が十分でないため、認定店舗を積極的にPRするなどして、市民の環境配慮意識を高める必要があるなどの御指摘がありました。

○白川委員

今後の有識者会議の外部評価については、どういった形で実施されていくのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

一般質問で指摘のございました市民生活への効果の示し方なども含めて、評価の手法と公表の仕方を検討する中で、外部評価の実施方法についても検討してまいりたいと考えております。

○白川委員

効率的な市政運営で市民満足度を向上させるためにも行政評価自体が効果あるものにしていかなければいけない

のかと思っていますので、引き続きこれは注目していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ◎市内の戦跡について

次に、市内の戦跡についてお伺ひします。

本年は終戦から80年が経過した現実を考えると、これから先、実際に戦争を体験した語り部などが減少する中で、戦争という悲惨な体験を風化させないために、より身近なもので戦争を感じ取る体験が必要となるのではないかと考えるのですけれども、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○（総務）総務課長

現在、実施している平和事業ですが、昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言を行ったことを契機に、戦争のない平和な世界の実現を目的とするとともに、戦火の記憶が薄れつつある中、平和事業を通じて戦火の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくことを目的に実施しております。

これまで、核廃絶という当初のきっかけから原爆に関するポスター展を中心に行ってきたと経過はございますが、身近なことが伝わりやすいということもありますので、我々が行っている平和事業の中でもそういった視点を取り入れていきたいと考えております。

#### ○白川委員

次に、SDGsで掲げられている17のゴールには、平和と公正を全ての人にとという目標も含まれています。

このSDGsの観点からも全ての人が平和を考える機会を持ってもらうことも大事だと考えるのですけれども、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○（総務）総務課長

委員のおっしゃったSDGsの目標ですが、この項目を少し詳細な目標として見てみますと、あらゆる場所で、あらゆる形の暴力と、暴力による死を大きく減らすという目標を掲げており、これは戦争しない、平和であるということだと思いますが、本市についても重要な目標であると考えております。

この目標は、実際は国際的な話で大きな話と思っておりますが、本市としても何かできることはあるのではないかと考えております。市のできることで、つまり市の事業としては、先ほど申し上げましたが、平和事業を実施しているところでございます。

#### ○白川委員

これは前に市民の方から伺った話の中で手宮公園陸上競技場の一角に高射台の台座が残っているという情報から、空襲被害があった資料館があるといいのではないかとという話があったのです。

私も不勉強の点があって、恥ずかしながらこの小樽空襲があったのをその場で初めて知ったのですけれども、本年は小樽空襲から80年の節目を迎えるそうなのですが、小樽空襲について何かエピソードを押さえていらっしゃいましたらお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○（総務）総務課長

私としましてもインターネットで調べた程度ということではあるのですが、委員のおっしゃるとおり80年前、昭和20年7月14日から15日にかけて、アメリカの海軍が北海道の小樽市に対して行った空襲であり、民間人の死者が12名、軍人の死者が15名、その他の死者が7名という記録を把握しております。

#### ○白川委員

結構衝撃的な事実だったのだろうと推察するところなのですけれども、市内にこのほかにも戦跡というもの多数存在すると思うのです。市内の戦跡を通して新たな側面での平和の事業ができるのではないかと考えるのですが、現在、市内にある戦跡はどのようなものがあるか、何点あるか、押さえていらっしゃいましたらお示しいただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

委員のおっしゃった手宮公園の施設など、市内に戦時中に使用して戦争に関連する施設等の跡地があること自体は承知しておりますが、私ども平和担当として全体の数、状況など、また管理の状況などについては把握しておりません。

○白川委員

戦跡の話をしていただいた市民の方からは資料館という案を出していただいたのですが、公共施設の再編方針から考えた場合に、新たに資料館は厳しいのかなという印象を持っています。

今ある施設の中で戦跡資料コーナーとしてやるのが可能なかという問題も、戦跡のもの自体を誰が管理しているかによっても、それを移動できるのかという問題もあるかと思うので、私個人も考えましたが難しいのではないかとこのところがあったのです。

まずは市全体を一つの資料館と見立てたらどうだろうかと考えたのですが、そうしたときに、市内の戦跡マップみたいなものがあると、本市自体が一つの資料館と見立てて、市内を巡る一つのきっかけになると思うのですが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

今後、市内にどれぐらいの戦跡があって、またその戦跡がどのようなものか把握する必要があるとは思いますが、私どもが行っている平和事業の観点からは有効な取組であると考えておりますので、まず現状の把握について検討したいと考えております。

○白川委員

先ほども言ったように、市内にある戦跡全てが市の管理下にあるわけではないと思いますので、その管理方法をどうするか、様々な問題もあるかと思えます。戦跡を活用した取組は、今後のことを考えたら、やはり有効的な部分もあるかと思えますので、ぜひ御検討いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時20分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○松井委員

◎小樽・桂岡線の廃止について

初めに、小樽・桂岡線の廃止についてお聞きしたいと思います。

この件について市が把握している経緯をお聞かせください。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

事業者から廃止の連絡を受けまして、減便対応ができないかなど協議しましたが、乗務員の確保が難しいことや利用状況などから路線の維持は困難とのことでありましたので、まずは路線廃止により影響を受けると考えられる地区の町内会長に対しまして、事業者と共に報告を行ったところです。

○松井委員

町内会長へ報告したということですが、それは連合町会の方でしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

地区連合町会と地区に所属する町内会に報告しました。

○松井委員

役員ではなく、町内会長だけでしたでしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

参加された町内会いずれも役員の方を含めた複数人での参加でした。

○松井委員

役員の方を含めてということですか。

そのとき、地域の方の反応はどうだったでしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

町内会長との報告会の中では、1往復でも残してほしい、地域への説明をしっかりと行ってほしいといった御意見をいただいておりますので、市としましては、対応できることについてはバス事業者とも協議しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○松井委員

残してほしいという意見もあったということなのですが、今まであった移動する手段がなくなってしまうというのは、やはり住民の方にとっては切実な問題だと思うのです。今日の新聞でも報道されておりましたので、住民の方もびっくりされているのではないかなと思います。

ぜひ住民の方に要望なども含めて、丁寧な対応を進めていただきたいと思います。

◎職員の休暇制度について

次に、職員の休暇制度についてです。

先ほど、男性職員の育休取得目標引上げについての報告がありました。政府目標と同水準の85%まで引き上げて、そのうち期間1か月以上で80%としています。

令和5年度の取得実績が44%、うち1か月以上が54.6%ということですが、令和6年度はどのくらいの見込みになりますか。

○（総務）職員課長

令和6年度は、先週ぐらいの時点で大まかに試算してみたのですが、60%台後半の数字になっておりますので、最終的に何とか60%台は維持できればなと思っております。

○松井委員

取得した方の中で1か月以下はどのぐらいでしょうか。

○（総務）職員課長

現時点で取得者が男性で25名おまして、そのうち合わせた期間が1か月に満たない職員が10名でしたので、現時点だと40%、逆に1か月以上が60%になるかと思っております。

○松井委員

1か月以下の方は40%ということですか。

厚生労働省の委託事業のイクメンプロジェクトが昨年に行った調査ですが、男性で育休を取得したいと思っておられる方が84%、希望する期間が1か月から3か月が25.3%で、半年以上という方も29.2%いたということですか。

求められているのは、取るだけ育休ではなくて、数か月以上取得することを前提の、夫婦ともに育児を行うための育休ということで、若い人たちは、こうした意向を踏まえて対応するかで選ばれる企業が決まってくると言われ

ています。

育休を取りやすい職場環境の整備として行っていることがあればお聞かせください。

○（総務）職員課長

育休を取りやすい環境整備の取組ということで、従前からやってきているということでお答えしていることの繰り返しになるかもしれませんが、職員向けのハンドブックを作っておりますので、そういうものを用いたり、それから男性職員の育児参加を促すためのパンフレットの配布などを行うほか、従前、子供が生まれた際の手続チェックシートを配布するというをお答えしたことがあったのですが、いろいろありまして現在まだできていないのですが、新年度からやっていければなと思っています。

そういった取組を続けながら、制度のさらなる周知ですとか、意識啓発、これは取得する本人が取りたいということの意識啓発もありますし、管理職をはじめとした周囲の職員の理解もあります。そういった意識啓発に引き続き努めていきたいとは思っております。

また、長期間というか、数か月取得するというお話もありましたが、そこでしっかりと代替職員が確保できることが取りやすい環境ということになりますので、その代替の確保にしっかりと努めていきたいということもあります。また、例えば、短期間の1か月などであれば、代替職員を確保するという自体もなかなか難しい状況なので、その辺をどうするのが効果的なのかは、引き続き検討していかなければいけないとは思っております。

○松井委員

では、引き続き検討をお願いしたいのと、チェックシートが新年度からということでもよろしくお願ひします。

部分休業についてお聞きしたいと思います。

部分休業という制度が2時間を超えない範囲で請求することができるという制度で、小学校就学前の子供を養育している職員であれば、男女問わず請求できるというものなのですが、保育所の送迎など、子育てする上で役立つ制度だと思います。

本市では、利用はありますか。

○（総務）職員課長

部分休業につきまして、取得人数ということでここ3年間の市長部局の取得人数だけ拾えたのですが、令和4年度が12名、令和5年度が13名、令和6年度が15名取得している職員がいるということです。

取得可能者に対する割合は出せていないのですが、一定程度利用されているとは考えております。

○松井委員

だんだん人数も増えてきているということで、では、周知はされているということでしょうか。

○（総務）職員課長

先ほど申し上げたような方法での周知の中で、部分休業があることは周知してきておまして、実際にこれだけ利用者がおりますので、十分かどうかは別として、周知はされていると考えております。

○松井委員

ところで、昨年12月に改正地方公務員育児休業法が成立しまして、柔軟な取得ができる方向になっているようです。

北海道では、小学校6年生までの子供を持つ職員を対象に休業とは別に、部分休暇制度を導入しています。室蘭市でも道内で初めてですけれども、市独自に2025年度から小学校3年生までの子育て中の職員の方に拡充することになりました。

この部分休暇制度ですが、本市でも働きやすい職場づくりとして検討してみたいかでしょうか。

○（総務）職員課長

部分休暇ということでのお話がありましたが、先ほどお話のあった部分休業が地方公務員育児休業法に基づく制

度ということで小学校就学前までとなっております。それを上回る部分ということで北海道が条例で独自の休暇ということで定めて実施していることは把握しております。前に東京都も何か検討しているという記事を見ましたが、道外の自治体などでも広がっていることは把握しています。

そういう動きがあるので、そのこと自体は条例で制定すればできることではあるのだと思うのですが、大本の制度が育児休業法の中である制度ですから、それを超えるという独自の休暇で設けることがまず国、総務省はその辺のことをどのように考えているのか気になる部分もあるのです。どういうことなのかということ、それから、ほかのまちの動向というのを引き続き把握はしながら、その辺の調査・研究はしていきたいと思っております。

○松井委員

調査していくということです。働きやすい職場づくりということで、習い事の送迎などにも使えるのかと思っておりますので、調査していただければと思います。

◎消防について

次は、消防についてお聞きします。

消防オタモイ支署蘭島支所を3月で廃止するとしていた件です。

蘭島・忍路住民の会から廃止反対の署名も提出はされていましたが、現在の経緯についてお聞かせください。

○（消防）総務課長

消防本部オタモイ支署蘭島支所廃止に伴う令和6年第2回定例会総務常任委員会での報告以降の住民説明会などについて説明させていただきます。

住民説明会の対象となる町内会は、忍路町会、忍路土場町内会、桃内町内会、蘭島町会、四つの町内会です。忍路町会と忍路土場町内会は令和6年7月21日に合同で、忍路会館で住民説明会を開催しております。桃内町内会は同年8月10日に、役員の方に桃内町内会館で説明会を開催しております。蘭島町会には説明会を3回開催しております。

まず、理事の方を対象に、同年7月23日に蘭島会館で説明会を開催し、次に、住民説明会を同年8月27日と9月20日に蘭島会館で開催しております。説明会のほか、存続を求める蘭島・忍路住民の会から、蘭島支所の存続を求める署名が令和7年1月27日に、本市に提出がありました。その後、蘭島地区の連合町会との意見交換会として、市長出席の下、令和7年2月14日に蘭島会館で実施しております。

最近になります。存続を求める蘭島・忍路住民の会の役員の方に、令和7年3月8日に蘭島会館で説明会を実施しております。

○松井委員

この間、いろいろ説明会も行われてきたということです。

2月14日の説明会に市長が出席したということですが、その後どういう指示がありましたでしょうか。

○（消防）総務課長

令和7年2月14日に市長が出席した説明会の後、市長からの指示等につきましては、まず、説明会で消防から蘭島支所廃止の判断に至った三つの要件について説明いたしました。その説明の後、住民の方から蘭島支所廃止の反対の意見等が数多くありました。これを受けまして、市長から消防に対しては、住民の方からの蘭島支所廃止反対の意見が多くあったことから、蘭島支所の廃止の件は持ち帰って庁内で検討するように指示があったところであります。

○松井委員

では、説明会では、住民の方からどのような意見が出されていますでしょうか。

○（消防）総務課長

説明会での住民からの主な意見につきましては、蘭島支所が廃止になると、消防車の到着が遅くなることで火災

が拡大する心配がある。また、蘭島支所が廃止されると、住民は不安であると意見がありました。このほか、地域住民と消防の連絡が取れなくなるなどの意見があり、蘭島支所廃止反対について多くの意見がありました。

○松井委員

反対の声、不安の声が多く出ているということなのです。

いずれにしても、今後も住民の話をよく聞いていただいて、納得を得た上で判断していただきたいと思います。

次に、マイナ救急についてお聞きします。

国は、令和8年度の運用開始に向けて令和7年度中に実証事業を実施するとしています。

そこでお聞きします。運用になった場合は、救急隊が到着して、まず、マイナンバーカードのあり、なしを確認するということになるのでしょうか。

○（消防）救急課長

救急隊が傷病者と接触してからの活動の流れとしましては、初めに傷病者の症状をお聞きし、その中で現在かかっている病気やかかりつけ病院などを聴取することになりますが、その際に、マイナンバーカードの有無を確認することになります。

○松井委員

医療機関では、まだマイナンバーカードを利用する人が少ない状況があるのです。高齢者などは持っていますが、落とさないようにということで、たんすにしまっているという方もよくいらっしゃるのですが、探すのにかえって時間がかかってしまうということは考えられないでしょうか。

○（消防）救急課長

傷病者などがマイナンバーカードを探すなどすることで時間を要することはあるものと考えております。

○松井委員

そういった場合はどのような対策を取りますか。

○（消防）救急課長

総務省消防庁から示されているマイナ救急の流れでは、119番通報を受けた時点で、指令員が通報者に対してマイナ保険証の準備を依頼することが示されており、救急隊が到着した時点でマイナンバーカードがスムーズに確認できるように対策したいと考えております。

また、マイナンバーカードを探すのに時間を要する場合は、これまでどおり口頭や筆談により傷病者情報を聴取することとなります。

○松井委員

オンラインによるマイナンバーカードへのアクセスですけれども、患者の同意を得てから救急隊が行うことになるのでしょうか。

○（消防）救急課長

オンラインによるマイナンバーカードへのアクセスにつきましては、委員からの御指摘のとおり、傷病者や関係者の同意を得てから救急隊が行うものであります。

○松井委員

その際に暗証番号は必要になりますか。

○（消防）救急課長

マイナ救急を行うに当たり、暗証番号は必要ありません。

○松井委員

顔認証はあるのでしょうか。

○（消防）救急課長

マイナ救急において顔認証を行うことはありません。傷病者とマイナンバーカードの照合のための写真確認は救急隊が目視で行うこととなります。

○松井委員

移動しながらの使用になると思うのですが、Wi-Fiの環境ですとか、山間部などでネットワークに影響が出るようなことはないのでしょうか。

○（消防）救急課長

場所やネットワークなどの通信状況によっては影響が出る場合があるものと考えております。

○松井委員

やはり影響が出る場合はあるということです。

マイナ救急を行うことで、個人情報漏えいしたり、カードを紛失したりするリスクはどのようなのでしょうか。

○（消防）救急課長

マイナ救急で使用する専用機器には、マイナンバーカードの情報が記録できない仕様となっております。

また、確認した情報を専用機から病院に送信することはできませんので、誤送信による個人情報の漏えいはないものと考えております。

情報確認中に専用機器の盗難や紛失があっても、セキュリティーシステムの遠隔操作で専用機器にロックをかけることができますので、情報が漏えいすることを防ぐことができると考えております。

なお、現在の救急活動でも、健康保険証や運転免許証で情報を確認しており、マイナンバーカードでも同様に、傷病者や関係者に確実にお返しすることで、マイナンバーカードの紛失を防げるものと考えております。

○松井委員

今までいろいろとお聞きしてきたのですが、まだ医療機関でのマイナンバーカード利用者は進んでいない状況があります。その状況で、傷病者の方も慌てているなどいろいろな状況もあると思いますので、カードも確実にお返しはすると思うのですが、その後、受け取った傷病者の方とか、御家族の方も慌てていますので、紛失するおそれもあるのではないかとすることは心配です。

命に関わることで、しっかり検証していただきたいと思っています。

◎教員の働き方について

次に、教員の働き方についてお聞きします。

教員が忙し過ぎるという問題があります。公立学校の教員は、教職調整額を一律支給する代わりに残業代を支給しないとされています。そのために長時間労働が改善されないと言われていました。

国の指針による公立学校の教員の時間外在校等時間はどうなっていますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

国の指針では、時間外在校等時間の上限は1か月45時間以内、1年間360時間以内となっております。

○松井委員

本市でも、小樽市立学校における働き方改革行動計画が策定されていますけれども、本市における時間外在校等時間の目標はどうなっていますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

国の指針と同じく1か月45時間以内、1年間360時間以内となっております。

○松井委員

その目標に対して、2023年度はどうだったのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

令和5年度は時間外在校等時間が月平均45時間を超過した教育職員の割合が13%、年間360時間を超過した教育職員の割合が39%となっております。

○松井委員

全体の中で一度でも月45時間を超えたという教員数はどのくらいでしょうか。

○（教育）教育総務課長

時間外在校等時間が一度でも月45時間を超過した教育職員の割合は42%となっております。

○松井委員

半数に近い方は超えたことがあるということです。

実態は改善されているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

時間外在校等時間が月平均45時間を超えた教育職員の割合は、令和2年度の15%から令和5年度は13%と改善いたしましたが、一度でも45時間を超過した月のあった教育職員の割合は、令和2年度、令和5年度ともに42%、年間360時間を超過した教育職員の割合は、令和2年度の38%から令和5年度は39%となっております。

○松井委員

令和2年度とほとんど変わっていないということです。

そこに持ち帰り残業は含まれていますか。

○（教育）教育総務課長

持ち帰って業務を行っているものについては調査しておりませんので、含まれておりません。

○松井委員

調査されていないということです。そこがやはりすごく気になるところです。

改善のためにはどのような取組が行われてきましたでしょうか。

○（教育）教育総務課長

改善のための主な取組といたしましては、市内全小・中学校に校務支援システムを導入したほか、専科加配教員や部活動指導員の配置などを行っております。

○松井委員

その取組の結果はどうでしたか。

○（教育）教育総務課長

校務支援システムの導入により、公務の効率が図られているほか、専科加配教員や部活動指導員の配置により、受け持つ授業時間を減らす効果や部活動の指導時間を減らす効果がございました。

○松井委員

効果はあったということなのですが、では、今後はどのような取組を考えていますか。

○（教育）教育総務課長

令和6年度からは保護者との連絡ツールを市内全小・中学校に導入し、これまで電話で行われていた児童・生徒の欠席連絡をこの連絡ツールで行い、校務支援システムに連動させることで、欠席状況を教職員で共有できるようにするなど、業務負担の軽減を図っております。

また、適切な教育課程の編成と実施による改善や学校運営体制の見直しを行い、一部の教職員に業務が偏らないようにするなど、市教委と学校が連携して取組を進めていきたいと考えております。

○松井委員

一部の教員に偏らないようにというのは大事なことだと思います。

先ほど小樽市教育推進計画の報告がありましたけれども、学校運営の改善で本来担うべき業務に専念できる環境の整備を行うとしています。これは本当に大事だと思うのですが、スクールカウンセラーや特別支援教育支援員の配置について、今後の見通しはどうなっていますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

スクールカウンセラーにつきましては、令和5年度に1名、令和6年度に1名を増員しており、今後につきましては、児童・生徒や保護者、教職員の相談件数の推移を見守ってまいりたいと考えております。

特別支援教育支援員につきましては、代表質問において教育長が答弁いたしましたように、他の自治体の配置状況や効果などについて、調査・研究してまいりたいと考えております。

○松井委員

スクールカウンセラー1名ずつ増員、もっと増やせるといいです。

部活動に係る負担の軽減もありますけれども、平日の部活動の活動時間はどの程度までなのでしょう。

○（教育）教育総務課長

平日の部活動の活動時間につきましては、本市の指針では、週当たり少なくとも1日は休養日を設けるとともに、1日の活動時間は長くとも2時間程度としております。

○松井委員

休日についてはどうなっていますか。

○（教育）教育総務課長

土曜日及び日曜日、こういった休日につきましては、週当たりどちらか1日以上休養日を設けるとともに、1日の活動時間は長くとも3時間程度としております。

○松井委員

校務の効率化として、学校給食費の公会計化を検討するとあります。取り組むと明記すべきだと思うのですが、進まない理由は何でしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

現在、教育委員会では公会計に向けた検討を行っておりますが、その中でも大きなウエートを占めております歳入の管理システムについて、その内容、導入費用及び財源、ランニングコストなどの調査検討に時間を要しているところでございます。

また、システムの選定、導入からテストランを経まして、運用開始までに要する時間につきましては、少なくとも2年程度は要するものと考えているところでございます。

○松井委員

少なくとも2年程度ということで、もう少し早くならないのかと思います。

カリキュラム・オーバーロードという言葉がありますけれども、どういうことか、説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

カリキュラム・オーバーロードとは、OECD等による表現であると思いますが、利用可能な授業時数に対して、過剰な量の内容があるなど、学習内容が過剰に詰め込まれている状態であると承知しております。

○松井委員

過剰に詰め込まれている、最近よく聞くのです。やはりこういう状態だと教育効果も上がらないし、働き方改革どころではないのかとも思います。

標準授業時間数を説明してください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

ただいま標準授業時間数との御質問がございましたが、まず標準授業時数とは、学習指導要領で示されておま

す各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎としまして、学校運営の実態などの条件を考慮して、国が定めている標準の字数でございます。

時間数という言葉がございましたので、この標準授業時数というものが年間何時間あるかという時間数で申し上げますと、小学校1年生は850時間、2年生が910時間、3年生が980時間、そして、小学校4年生から中学校3年生までにつきましては、同様になってございまして、1,015時間と定めて定められております。

○松井委員

その授業1こまは、小・中学校でそれぞれ何分になるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

授業1こま、授業時数1単位時間につきましては、小学校が45分、中学校が50分となっております。

○松井委員

2024年度に全国の公立小・中学校が立てた年間事業計画で、標準時間数の1,015こまを大きく上回る1,086こま以上の学校が小学校5年生で17.7%、中学校2年で15.2%に上ることが文部科学省の調査で分かったといえます。

小樽市ではどうなのでしょう。小・中学校1週間の授業時間はどうなっているのか、お答えください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

ただいま御指摘がございました年間1,086時間という部分につきまして、本市におきまして該当はございません。週当たりの授業時数の合計でございますが、これにつきましては、学年ごとに若干違いがありますが、小学校1年生は25時間、2年生が26時間、3年生が28時間、そして小学校4年生から中学校3年生までが29時間であります。

○松井委員

小学校4年生から中学生は週29時間ということで、5日としてみると1日平均5.8時間になるかと思いました。

授業が終わってからの振り返り、保護者との連絡、翌日の授業準備や計画、いろいろ校務があると思うのですが、例えば1日6こま授業を行った後に、勤務時間内ではどのぐらいの時間が残っているものなのですか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

学校によりまして多少の差異はございますが、また小・中学校での若干の1単位時間の授業時間が違いますが、小学校は60分程度、中学校は35分程度であると承知しております。

○松井委員

中学校が35分程度ということでは、やはり長時間残業は避けられないのかと思います。子供側からも授業だけでも疲れるのに、さらに家に帰ってからの宿題も多過ぎるとい声も聞くのです。

日本共産党は、1日4こま以下に抑えることも提案しているのですけれども、この1日4こまの提案についてはどう思いますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

1日4こま、1日4時間になりますと、年間の授業時数としてかなりの時間を削減することとなりますので、この中におきまして標準授業時数を確保して、かつ学習指導要領で示された学習内容を行い、また、学習内容の定着を図るためには、場合によっては夏季休業、あるいは冬季休業を授業日にするという対応も必要になるのではないかと考えられます。

この辺については、国が示す学習指導要領の内容ですとか、標準授業時数に変更されない中では、実現していくことは難しいのではないかと考えております。

○松井委員

やはり国の示す標準授業数も多過ぎると思うのです。

次に、小樽市子ども会議で給食時間についての質問があったことをお聞きしました。その生徒が通っている中学校では、12時30分から12時45分頃まで配膳作業を行い、実際に食べる時間は13時頃までの15分というのです。給食

は好きなのだけれども、友達と話したり、おいしい給食を味わっているうちにあっという間に時間が過ぎてしまうのだと。食べ切れなくて残してしまうこともあるというのです。

また、ある小学校に通う子供の保護者からは、食べる時間が5分しかない、短過ぎるとおっしゃっていたのですけれども、実際のところ給食時間はどうなっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

各小・中学校に確認しましたところ、給食を食べる時間につきましては、小・中学校で20分は確保しているとの報告を受けております。

○松井委員

20分は確保しているということなのですけれども、やはり子供にとっては短いという声は出ています。

小樽市教育推進計画の中で、食育の推進で児童・生徒の学校給食に関する意識の啓発、この具体的な内容はどうなっていますか。

○（教育）学校給食センター主幹

学校給食に関する意識の啓発の具体的な内容につきまして、令和6年度は日本の伝統的な行事食として、こどもの日にべこ餅、十五夜にみたらしだんご、お正月にお雑煮、紅白なます、節分に福豆、ひな祭りにセルフちらしずしなどを提供しました。

また、イベントに合わせまして、オリンピック献立、クリスマスデザート、あと全国学校給食週間で姉妹都市と世界の料理などを食育資料の給食メモと併せて提供しております。べこ餅、みたらしだんごにつきましては、給食用に市内の製造業者と何度か打合せをしまして試作品を作っていただき、小樽市のお餅にこだわり提供しております。

また、保護者へ配布しております給食だよりは年10回、全学校に配布しております給食メモは年50回発行し、食事のマナーや食文化、提供する地場産品の開設など、食の指導に関する事項を掲載し、児童・生徒の学校給食に関する意識の啓発を図っております。

○松井委員

本当に一生懸命に取り組んでいただいて、今お聞きして、行事に合わせて本当においしそうだと思います。

それでは、学校給食における地産地消の推進についてはどうでしょうか。

○（教育）学校給食センター主幹

地産地消の推進につきましては、令和6年度の新メニューとしまして、一つのメニューで小樽・後志産の野菜、果物、魚介類、乳製品を使ったしりべしコトリアードを提供しました。

また、「郷土愛を育む 地場産物たっぷり給食」をテーマに開催されました令和6年度北海道学校給食コンクールに、小樽産ニンジンを使った群来太郎丼、小樽産のコマツナと小樽市で製造したかまぼこを使った角天ナムル、小樽産のタラを使った三平汁で応募し、優良賞をいただいております。受賞した献立につきましては、1月の全国学校週間で、小樽市の魅力を詰め込んだ小樽献立として、給食で提供しました。

今後も学校給食で地場産品の活用や、地域に根づいた献立の提供を積極的に進め、給食を通し、小樽市で取れた食材を知ることで、生産者への感謝の気持ちや小樽市への関心、食への関心を深められるよう、学校給食における地産地消を進めてまいりたいと思っております。

○松井委員

こちらも、しりべしコトリアード、群来太郎丼とか、本当にいろいろ地場産のものを取り入れるということを考えていただいて、食への関心を深めるためにということで、いろいろ苦労されていることが分かりました。本当に素晴らしい取組をされていると思います。

給食時間は、やはりそういう食文化を伝える大事な時間であると思うのです。それとともに、友達や先生などと

も交流しながらリラックスできる本当に大事な空間だと思うのです。

先ほどありましたように、20分あるとはおっしゃっていますけれども、せっかくこういう食文化を伝える時間としては短いと思いませんか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

5分というのはさすがに短いと思います。20分確保していると報告を受けているという形で御答弁いただきましたが、改めて時間を確保することにつきまして、各学校に指導・助言してまいりたいと考えております。

○松井委員

余裕がなくて窮屈な学校では、教員も子供もつらいと思うのです。子供が安心して通える楽しい学校にするためには、まず教員の負担を減らして、子供と向き合う時間をつくるというのが求められていると思います。国にも制度を整えることも訴えながら、できるところで求めていきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○佐々木委員

◎体力テスト調査結果について

まず、小樽市における全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について伺います。

まず、本調査の目的について伺います。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

スポーツ庁が行う本調査につきましては、国が全国的な子供の体力・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、その改善を図ることに加え、教育委員会や学校においても、本調査結果を活用し、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることが目的となっております。

○佐々木委員

これまでもそうなのですが、今年度の小樽市における調査結果では、体格、体力の結果は、全国、北海道、小樽市の平均値で示されていますが、その意味はどういうことでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

平均値での示し方につきましては、集団の傾向を表す数値の一つでございますが、分かりやすさですとか、国や道も平均値を活用していることもあります。

本市におきましても集団の傾向を平均値で示してございますが、他の自治体との比較ではなく、結果を活用し課題に対応した施策の実施や、体育、保健体育の授業等の充実、改善に役立てることが大事であると考えております。

○佐々木委員

そういう御答弁をいただいたのですが、平均値で示すことがほかとの比較という印象をどうしても与えてしまう、受けてしまいますけれども、先ほどの答弁ではそうではないという話ですが、この数値が他地域を上回っていれば、体力、運動能力は安心だ、オーケーだということなんでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

市全体の傾向として、これが全道や全国を上回ることは望ましいとは考えますが、大事となりますのは、この結

果をどう活用し、指導に生かすかなどでありますし、学校ごとにも状況が違いますので、平均値が国や道を上回ることをのみをもって安心であるとは考えてございません。

**○佐々木委員**

繰り返しになりますけれども、本調査結果ではこの平均値で表されている。市教委として本市の全体的傾向示す必要性は理解できるのですが、今おっしゃっていただいたように、大切なのは、この結果を踏まえて、各学校が児童・生徒のために指導の改善に生かしていくことだと思います。

市教委としては、そうしたことを踏まえた上で、この結果をどのように学校に伝えていらっしゃるでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

各学校に対しましては、小樽市における調査結果の内容につきまして、校長会議、教頭会議において、集団として全体の状況を説明して、本市の現状ですとか取組の成果、そして課題を共有するとともに、各学校におきましては、この調査結果も踏まえた上で自校の結果、そして成果を分析し、取組の評価・検証を行って、体力向上の取組、そして授業改善を進めることが大事でありますということで指導、助言しているところであります。

**○佐々木委員**

今お答えいただいたことを踏まえた上で、まず、そもそもとして、体力運動能力はどのような力、能力を指すのか。例えば、今回の実技に関する調査の種目がどのような体力、運動能力を表すのか、原点に戻ってしまうのですが、お聞かせいただきたいと思います。

また、測定している種目をもって体力の全てを把握することに本当になるのかどうかというあたりも押さえさせてください。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

実技に関する調査につきましては、新体力テストにより測定しております。小学校が8種目、中学校は持久走と20メートルのシャトルラン、両方実施することもできますので、場合によっては9種目になりますが、この実施によりスピード、全身持久力、瞬発力、向地性、筋力、筋持久力、柔軟性、敏捷性を測定し、評価されるものとなっております。

なお、調査により測定できるのは、体力、運動能力の一部であり、このことにつきましては、本調査の実施要領に示されているところであります。

**○佐々木委員**

いろいろお聞きしましたが、これはあくまでも体力、運動能力の一部ということだそうですね。

その一部のさらにその一部を取り上げて、各学校で全国より低かった種目の特訓をするという例も他地域とその他ではあるように聞いていますけれども、私はもっと長期的視点に立って、継続的に子供の体力は養うべきものだと考えます。

よって、こうしてお聞きしていると、このデータで有効なのは、他地域との比較ではなくて、小樽市の子供にどんな力をつけてきたのか、伸び悩んでいるのか、また落ちてきているという経年変化のようなもの、その原因や学校などでの指導方法を探ることにあるのではないかと思うのです。

よって、お聞きしますが、例えば、市内小・中学校の実技に関する種目の調査結果におけるそうした経年変化において、そこから特徴的な傾向が現れている点があればお示しください。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

特徴的な傾向が現れている点でございますが、握力という部分につきましては、おおむね全国を上回っていくという傾向が続いております。それから、長座体前屈、柔軟性に関わりますが、経年で見ますと改善が見られてきているところであります。

他方、全国を一つの目安としますが、20メートルシャトルランは継続して下回っておりますので、ここについて

は課題であると考えております。

#### ○佐々木委員

そのように経年変化でお聞きすると、毎年この調査をやる子供たちは違う子供たちなわけですから、それでもこういう経年変化に特徴が表れるということは、やはり一定の何か指導方法や意識にいろいろな傾向があるのだろうと思います。大事にさせていただきたいと思います。

続けて、児童生徒の質問紙調査の中から、児童・生徒の意識等についてお聞きしたいと思います。

近年の課題である、いわゆるスクリーンタイム、スマートフォンやパソコンなどの画面を見る時間が4時間以上の生徒の割合、それから、朝食を取らない児童・生徒の割合についても、今お聞きしたような経年でののおおよその傾向を示していただけませんか。

#### ○（教育）学校教育支援室菊野主幹

スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間、いわゆるスクリーンタイムの時間が4時間以上の児童・生徒の割合ですが、経年で見ると、徐々に増加という傾向にはございます。ここについては、国も同様の傾向を示しているところであります。

朝食の摂取につきまして、毎日食べると回答する児童・生徒の割合は、本市は全国を下回る状況が続いてございます。

市教委としましては、おたるスマート7の取組ですとか、各学校と共に保護者への啓発を行っており、引き続き辛抱強く取組を継続したいと考えているところであります。

#### ○佐々木委員

このことについてはなかなか難しい問題で、それを何とかしていくというのも本当に粘り強い指導等が必要なと思います。特にスクリーンタイムの時間については、今お話があったように国全体がそういう傾向。考えてみたら、親がスクリーンタイムが相当長いですから、子供にだけ我慢しろというのもなかなか難しいのではないかと考えます。

今年度の結果を見ると、また別の点ですが、運動が好き、それから運動が大切だ、それから、体育、保健体育も含めて授業は大変楽しいという肯定的回答の割合が高かったことが伺えますけれども、この傾向はこれまでも同様なのでしょうか。

#### ○（教育）学校教育支援室菊野主幹

委員の御指摘の質問紙調査の三つの項目につきましては、小学校については、継続して肯定的な割合が高かった傾向にございます。中学校につきましては、調査実施の当初と全国との差で見ますと、決してこれを上回っていたというわけでもございません。近年この割合が伸びてきているという状況にあります。

この間には、各学校におきまして、指導の工夫改善などを積極的に行うという現場努力が成果として見られてきているのではないかと考えているところであります。

市教委としましても、指導改善に関する資料などを各学校に提供するという取組を進めておりますので、成果として表れてきているのではないかと考えているところであります。

#### ○佐々木委員

今御答弁にありましたけれども、ある一つの授業、嫌いだったものを好きにするのはかなり難しいということは経験上、分かります。そうした中で、こういう成果を上げてきているというのはすごく大事なことだと思います。もしかしたら、個々の数値を上げるより、よほど好きであるということのほうが大事なのではないのかなと考えます。

意識として、スポーツの楽しさを小さいときから体得しておくことは、一生健全な心身を維持していける可能性をこのときに養っていつていることになるのではないかと思うのです。

今、言ったようにもっと小さいときからとか、いろいろなことがあるので、学校教育でできることというのはまだ限界があるだろうと思います。三つ子の魂百までというように、入学前の子供が運動を好きになることを第一とした取組だとか、市の関係部局との連携も大切なのではないかと思えますけれども、いかがでしょう。

○（教育）学校教育支援室長

委員がおっしゃいましたように、子供たちの体力向上はもとより、スポーツの楽しさや意義を知り、健全な心身を維持することは大切であると考えており、市教委では、未就学児から小学校低学年の児童を対象としたリズム運動や体操、水泳、道具を使った運動などで、子供の運動意欲向上の機会の提供する子ども体力向上支援事業を次年度拡充することとしております。

また、小学校入学前の子供や保護者の皆さんに対して、生活習慣の重要性などに関わる情報提供することも重要でありますので、市長部局と連携することはとても大切であると考えております。

○佐々木委員

こども未来部が創設されて少したちますけれども、文字どおり子供の未来を担う部署です。教育委員会はそちらをはじめ、他の子供に関わる関係部署がほかにもあると思いますので、今おっしゃっていただいたように連携を密にして、体力だけでなく子供の全人的な成長をこれからもサポートしていただきたいと思えます。

◎防災マップについて

次に、防災マップについて伺います。

先ほど、平成30年1月に作成した防災マップを、今回、令和7年2月に改訂されたと報告にありました。

改定の理由と、今回のマップの特徴について説明をお願いいたします。

○（総務）災害対策室北出主幹

現行の防災マップは作成から6年が経過しており、その間、国から土砂災害ハザードマップに土砂災害危険箇所を掲載している場合は削除するよう通知があったことや、小・中学校の統廃合などにより緊急避難場所や指定避難場所に変更があったことなどから改訂を行ったところであります。

また、改訂の理由でもありますが、新しい防災マップの特徴としましては、危険箇所が一目で分かるよう、土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域、津波災害警戒区域、避難先、避難経路などを一つにまとめて表示したところにあります。

○佐々木委員

今回の作成の基本データは、どこのものなののでしょうか。また、そのデータの信憑性についてもお話しください。

○（総務）災害対策室北出主幹

データの信憑性につきましては、北海道が航空写真や現地調査などを行い、土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域、津波災害警戒区域の公表を行ったものであり、これらのデータを活用し作成したところであります。

○佐々木委員

今回まとめて表示されたということですがけれども、このことによる効果等について御説明をお願いします。

○（総務）災害対策室北出主幹

一つにまとめて表示したことにより、自宅や勤務先、学校などの周辺と、通勤・通学路などにどのような危険箇所があるのか一目で分かるようになったことや、事前に安全な避難経路を計画することができるなどの効果があるものと考えております。

○佐々木委員

そのほかの変更点について、もし具体的にありましたら御説明ください。

○（総務）災害対策室北出主幹

その他の変更点につきましては、新たに国道や道道、市道を避難路として掲載したことや、指定避難所に英語表

記を加えたほか、見やすくするために市内を3エリアから17エリアに細分化などを行っております。

**○佐々木委員**

先ほどもありました土砂災害危険箇所が削除されたということですが、削除された理由みたいなのはあるのでしょうか。

**○（総務）災害対策室北出主幹**

これまで掲載していた土砂災害危険箇所は、土砂災害に対する警戒避難態勢の整備等に資することを目的に、昭和41年度以降、北海道が調査、公表した箇所になります。このような警戒避難態勢の整備等を要する区域の調査、公表の仕組みは、平成13年に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に引き継がれ、これに基づき、土砂災害警戒区域等の指定公表が進められ、全国的に区域の指定が一通り完了したことから、国から令和6年4月1日をもって、土砂災害危険箇所を使用せず、土砂災害警戒区域等を用いるよう通知があったものであります。

**○佐々木委員**

もう一つお聞きしたかったのは、先ほど避難路が新規掲載されたと御説明いただきましたが、このマップにおける避難路とはどういうものを指すのかということなのです。避難路としてこの地図の中では、一般の国道、道道、市道の三つが示されているのです。

一般的に私たちが捉える避難路というと、例えば海岸地域に住んでいる住人の方々がどこをどう通って、津波の際にここまで逃げてこの先はどこへ行くというのが矢印等で示されているとなっているほうが分かりやすいし、そういう緊急の場合だからはっきり示されていたほうがいいかと思うのですが、具体的にそういう避難路は示されていないようなのですが、その辺についてはどういってお考えなのでしょうか。

**○（総務）災害対策室安藤主幹**

今回更新した防災マップにおける避難路掲載の考え方ですが、基本的には国、北海道、本市が管理する国道、道道、市道で、災害による被害の発生が予想される地域から安全な区域に至るまでの経路として使用可能な道路を避難路として表示しております。

なお、避難場所に避難する経路につきましては、居住地などにより、それぞれの経路が異なるため、表記することが難しいことや道路の陥没や電柱の倒壊などにより寸断されることが想定されますので、防災マップに経路を示すのではなく、事前に幾つかの経路を確認しておくことが必要であると考えております。

**○佐々木委員**

様々な災害があつて、示したところが通れなくなる可能性もあるということなのでしょうね。

以前、町内会の防災ワークショップの際にお聞きした際に、一時避難所、二次避難所という説明があつたと記憶しています。そうした避難についての考えは変わったのでしょうか。

**○（総務）災害対策室安藤主幹**

小樽市地域防災計画では、避難所の取扱いにつきまして、一次は優先的に開設、二次は調整後に開設と記載しておりますが、令和6年能登半島地震では、報道等で、最初に避難するのが一次避難所、ホテルや旅館など一次避難所での生活が困難な方々を受け入れるのが二次避難所として取り扱っており、これらの用途と混同されるおそれがあることから、本市としては今後、使用せず、次の地域防災計画の改定時には一次、二次の記載を削除する方向で検討しております。

このため、今回更新した防災マップ上においても一次指定避難所、二次指定避難所等の記載は行っていないものです。

**○佐々木委員**

この前の大地震の教訓が早速、生かされているということだと思います。

それでは、続けて、今回つくられた防災マップの配布先や周知について伺います。

17地区に分けて10万部作成とのこと。10万部の分配割合と、分ける基準はあったのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

作成部数につきましては、1世帯1枚を基準に配布することとしておりますが、転入などによる配布を考慮し、それぞれの地区における世帯数の割合に応じたことや、町内会によっては、2個の地区分を配布しなければならないことなどを考慮し、作成したところであります。

なお、作成部数が一番少ないのは⑮張碓・春香の800部、一番多いのは⑧花園・浜小樽の1万4,300部となっております。

○佐々木委員

最近、町内会未加入世帯も相当増えているのですけれども、そうしたところの配布方法はどうかお考えでしょうか。例えば、朝里新光地区には市の出張所機能を持つ施設がないのです。なので、置く場所も限られるのです。また、アパート住人や施設の入居者などもそういう機会がない。

そうすると、例えば商店やコンビニにも配布の協力などを願うことはできないのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

町内会未加入世帯への配布方法といたしましては、自主的に町内会未加入世帯への配布をお申し出いただいている町内会もありますが、それ以外の未加入世帯に対しましては、駅前、銭函、塩谷の各サービスセンター、小樽市いなきたコミュニティセンター、銭函市民センター、本庁の総合案内窓口にお申し出いただければお渡しできるよう本市ホームページなどで周知しているところであります。

なお、今後、消防署などほかの市の施設からの配布も考えておりますが、商店、コンビニ等による配布協力につきましては、これまでも不動産業者等が大量に配布を求められることなどがあり、限られた数量の中、部数を管理する必要があることから、現時点では、商店、コンビニ等での配布は考えておりません。

○佐々木委員

マップが改訂されたこと自体の周知方法も必要だと思います。改訂された新しいものが出たことを知らない方もいるかもしれないのですが、変更されている点なども市民に確認してもらいたいと思いますが、配布をもって、その周知ということなのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

防災マップが改訂されたこと自体の周知方法につきましては、本市ホームページ、広報おたる2月号、FMおたるなどを通じて市民周知を行っておりますが、今後につきましては、各町内会や事業者などから要望に応じて行う防災講話やまち育てふれあいトークなどの機会を捉えて、変更点などの説明を行ってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

今お話がありました地域の町内会、それから自主防災組織との連携について伺います。

先日、早速この地図も使って、朝里町内会の自主防災組織主催の勉強会をさせていただきました。本当に起こり得る災害について連携を深めるいい機会になったのですけれども、今回のマップは、1枚のマップで起こり得る複数の災害範囲、避難場所などが確認できると大変好評でした。お知らせしたいと思います。

そうした防災マップの具体的な活用方法についてお考えをお示してください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

防災マップの具体的な活用方法につきましては、日頃から各家庭や町内会などで防災マップを活用して、避難場所や避難経路を確認しておくことや、町内会や自主防災組織などの防災学習や、防災訓練の資料とするなど、防災への備えの向上に活用していただければと考えております。

## ○佐々木委員

防災マップから離れますが、今話に出ました自主防災組織について、現在の市内の組織数や活動状況についてお知らせください。

### ○（総務）災害対策室安藤主幹

本市に自主防災組織結成の届出を提出いただいている自主防災組織数は、合計11団体となりました。活動状況につきましては、それぞれ自主防災組織の活動計画や当該地域に所在する学校運営協議会などとの連携により、防災訓練や防災研修などが実施されています。

また、2月20日には、総務部災害対策室からの呼びかけに基づき、八つの自主防災組織と、三つの自主防災組織結成を検討中の町内会等から21名の方の御参加をいただき、令和6年度自主防災組織結成団体等との意見交換会を実施して、各種の情報提供や意見交換を行い、市との連携を進めているところであります。

## ○佐々木委員

新防災マップ作成を機に、そうした自主防災組織をはじめ、市民の皆さんに防災意識の再確認をしていただければと思います。

### ◎女性消防吏員について

次に、女性消防吏員についてお話を伺います。

2019年第1回定例会のときに同じ質問をさせてもらいました。当時オタモイ支署の落成式で施設を見せていただきました。女性消防吏員が働きやすい職場環境を整えるということで、署の中には、女性専用の仮眠室や浴室などが設置されておりました。全国的に女性消防吏員の活躍により、男性消防吏員では行き届かない視点で行政サービス等が期待されて募集が強化されているということだったと思います。

その際にお聞きしたところ、消防吏員の男女の職員数及びその女性比率については、平成30年4月1日現在、全国では男性が15万8,894名、女性が4,475名で、その比率は2.7%、全道では男性が8,904名、女性が143名で1.6%、本市においては男性が249名、女性が4名で、全道と同率の1.6%でした。

消防吏員の男女数、女性比率の全国、全道、それから本市の直近のデータはどうなっていますでしょうか。

### ○（消防）総務課長

消防吏員の男女の数と女性比率の全国と全道の直近のデータにつきましては、令和6年4月1日現在で、全国では男性16万1,260人、女性6,124人で3.7%、全道では男性8,970人、女性209人で2.3%、本市は令和7年3月1日現在で、男性244人、女性3人で1.2%となっております。

## ○佐々木委員

残念ながら小樽市の場合は少し下がっているようなのですが、女性消防吏員の比率引上げのための国の目標は、いつ、どこで、どのような状況から示されたのでしょうか。

### ○（消防）総務課長

国の目標につきましては、平成27年に総務省消防庁から、全国的女性消防吏員の比率を令和8年度当初までに5%にすると示されました。

総務省消防庁から目標が示された背景につきましては、消防の分野において、平成27年4月1日現在で、全国の消防吏員に占める女性の割合が2.4%と非常に少なく、女性活躍の状況が他の分野と比較して進んでいない状況があったことから、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく図ることが必要とされました。

なお、数値目標につきましては、消防と同様に、現場活動を行う他の分野として、警察、自衛隊、海上保安庁の女性職員の割合8から11%が例示され、当時の全国的女性消防吏員の割合2.4%を10年間で倍増するとして、5%が示されたものであります。

○佐々木委員

5%ということが示されたわけですが、当時、本市の女性消防吏員について目指す目標の数値をお聞きしましたところ、本市においては、人数にこだわらず、採用試験において、男女を問わず成績順に優秀な人材を採用していくと答弁がありました。変わっていないのでしょうか。

○（消防）総務課長

総務省消防庁から示された全消防吏員に占める女性消防吏員の数値目標である5%を本市に当てはめると12名となりますが、この人数にとられることなく、採用試験において、男女問わず成績順に優秀な人材を採用していくことには変わりはありません。

○佐々木委員

とられずということでも、まず増やしていかなければならないことについては同じだと思うのです。

2019年以降の毎年4月1日時点の本市の女性消防吏員数をお聞かせください。

○（消防）総務課長

2019年以降の毎年4月1日時点での女性消防吏員の人数につきましては、2019年から2021年まで5人、2022年は4人、2023年は3人、2024年は4人となっております。

なお、2024年4月1日以降に退職した女性消防吏員が1人おりますので、2025年3月1日現在で3人となっておりますが、来月1日付で新規採用者9人のうち女性2名の採用を予定していることから、次年度は5人となる見込みでございます。

○佐々木委員

2名の新規採用があるということで、少し救われる思いがいたします。

こうしてみると、どうしても本市で人数が伸び悩む原因を分析はされているのでしょうか。もしありましたら、お聞かせください。

○（消防）総務課長

本市で女性消防吏員の比率が伸び悩む原因としては、職員数増加の入り口となる消防吏員の採用試験を受験する女性の比率が全国的に低い傾向にあり、本市においても、応募人数が少なく、さらに男性の受験者が多いことから、女性の合格が少ないのが状況であります。さらに、多くの受験者は、本市と他の消防本部や行政機関を併願しており、本市の採用試験を合格しても、合格者の地元である他の消防本部などに採用される場合も少なくありませんでした。

以上のことから、受験者の絶対数が少ないこと、本市に合格した場合であっても他の消防本部などに採用されることがあり、比率が上昇しないものと考えております。

○佐々木委員

やはり近年、男女に関わりなく人不足というようなことがあって、市の職員をはじめ、採用がなかなか難しい状況であるという中でのことだと思います。

そうした中で、目標達成に向けた取組についてお聞かせいただきたいのですが、例えば、女性吏員のための働く環境整備について取り組まれていることはどんなことがあるのでしょうか。また、それ以外にもありましたら、お知らせください。

○（消防）総務課長

女性消防吏員のための働く環境整備につきましては、庁舎の環境整備として、消防本部消防署、各支署に女性専用の仮眠室や浴室、洗面所、トイレなどを設け、セキュリティー対策を施し、個人のプライバシーが守られるように対策しております。働く環境づくりとして、国から委託された女性消防吏員活躍推進アドバイザーによる研修会の開催や女性消防吏員の活躍について意見交換の場を設けるなど、他の消防本部で開催される女性消防吏員の研修

会に本市からも男女問わずに職員を派遣するなど、女性消防吏員が働きやすい環境づくりを推進しております。

また、環境整備以外では、目標達成には、まず採用試験で女性の受験者の人数を増やすことが重要と考えております。女性の受験者を増やす取組として、市のホームページで、消防の仕事を行う上で、女性が持つ視点に大きな期待を持っていることや、女性専用施設の紹介、本市の女性消防吏員が北海道消防学校で訓練している情報を発信しております。

このほかに、市内高校に女性消防吏員が出向き、消防活動のPRと採用試験の説明会を実施しているほか、専門学校に対し、ウェブ会議システムを活用した説明会を実施するなど、目標達成に向けた取組をしているところでございます。

#### ○佐々木委員

御努力をされているのは大変よく分かりました。

それでは、直近3年の採用試験における応募者数と採用数を示して、取組の効果があったかどうかの考えをお聞かせください。

#### ○（消防）総務課長

直近3年の採用試験における女性の応募数と採用数につきましては、令和4年度の応募は8人で採用はありませんでした。令和5年度の応募は10人で採用1人、令和6年度の応募12人で採用2人であります。

採用試験の応募数を増やす取組として、採用試験説明会などPRを行った高校や専門学校から複数の応募があったことと、応募数と採用数が増加していることから、取組の効果はあったものと考えております。

#### ○佐々木委員

効果があつたと、確かに数字で分かりました。その後も引き続き、これからも女性消防吏員の増を目指して取り組んでいってほしいと思います。

最後の質問となりますけれども、お願いといたしますか、女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイトというのが消防署のホームページにリンクを貼られているのですが、つなぐと、ページが見つかりませんと出てきます。こうしたところもすぐく影響があるのかもしれないので、よろしくお願いいたします。

#### ○（消防）総務課長

ただいま御指摘のあったポータルサイトのリンクの不具合につきましては、早急に対応し改善いたします。

#### ○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後5時07分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○松井委員

日本共産党を代表して、議案第19号小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案、議案第24号小樽市税条例及び小樽市宿泊税条例の一部を改正する条例案は否決、議案第37号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無償化については採択を主張し、討論を行います。

議案第19号、また議案第24号は、行政の法律の一部改正に伴い対応する引用条項の変更を行うための改正ですが、どちらの法律もマイナンバーに関わるものが含まれており、そもそも日本共産党はマイナンバー制度に反対です。

議案第37号についてです。広島と長崎に原爆が投下されて今年80年という節目の年を迎えます。世界を見れば、核保有国のさらなる核軍備競争や核兵器の依存といった危険な核抑止力論に突き進む国がある一方、核兵器禁止条約を手核のない世界を目指すために行動する多くの国があります。命をかけてその運動をリードし、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会とは対照的に、残念ながら日本の政府も米国の核の傘への依存から抜け出す気はありません。地方から行動を起こすべきと考えます。小樽市は1982年に核兵器廃絶平和都市宣言をしました。今こそ、本条例案の制定が求められます。

陳情第1号についてです。公共交通の便数が減らされる中、塩谷地区に住む住民、特に自家用車を持たない高齢者などは通院や買物にもタクシーを利用しなければならない状況があります。保健所などの公共施設がウイングベイ小樽に移転されました。市の側にも、住民が安心して施設まで行ける環境を整える責任があるのではないのでしょうか。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。物価高騰が加速し、特に子育て世帯の生活は困難さが増しています。学校給食は、無償を基本とする教育の一環であり、本来なら国の予算で無償化を進めるべきです。国民や野党から実現を求める声は強まっていますが、現実はまだそうなっていません。国に必要性を訴え、無償化を進める上でも、まずは自治体として先行して子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論いたします。

#### ○佐々木委員

立憲・市民連合を代表し、議案第37号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論します。

本条例案の目的として、第1条の中に、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとりあります。今、世界の情勢は、ロシアのウクライナへの侵攻、アメリカの自国第一主義、中国の覇権主義など国際協調の機運は薄れ、世界は分断され、日本国憲法の掲げる平和主義からは程遠い現状です。

一方、日本においても、アメリカとの核密約が明らかになったことや世界情勢が混迷化する中で、いわゆる核の傘、核抑止論など、核兵器による平和が声高に叫ばれ、その結果、我が国の国是である非核三原則を揺るがす事態となっています。

そして、昨年地方自治法改正では、国による地方への指示権が規定され、国による恣意的な行使のおそれが生じ、地方自治分権の本旨の後退が危惧されています。こうした状況だからこそ、一地方都市が本条例案第1条の的を掲げ、平和で安全な港湾都市を目指すことを世界に示すことの意義は確かにあると考えます。

よって、小樽市民の平和と安全を願い、小樽市非核港湾条例案に賛成します。

詳しくは本会議で述べさせていただきます。

#### ○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第37号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、議案第19号及び議案第24号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括裁決いたします。議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、このたび、3月末日をもって退職または、役職定年を迎えられる理事者の方々に対しまして、私から一言申し上げます。

皆様には、長年にわたり、議会对応をはじめ、市政の円滑な運営に多大なる御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

時に難しい調整や対応を求められる中、誠実に職務を全うされ、市政発展のために、大きな役割を果たしてこられました。その御努力に対し敬意を表するとともに、総務常任委員会を代表し、改めて感謝申し上げます。

これからの人生が健康で実り多いものとなりますよう、心より祈念申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでした。

本日は、これをもって散会いたします。